

⑤ 人権が尊重される社会

2040年に実現したい姿

【人権が尊重され誰もが自分らしく生きることのできる社会】

- ⑦ 一人ひとりの尊厳と人権が尊重され、人権侵害がない、誰もが自分らしく生き、参画することができる社会が実現しています。

【ユニバーサルデザインが当たり前の社会】

- ⑧ ユニバーサルデザインのまちづくりが進み、誰もが安心・安全で、生き生きと快適に暮らすことができる社会が実現しています。

現状分析・課題

- ⑨ 部落差別や女性、子ども、高齢者、障害のある人、外国人等に対する差別など、様々な人権問題が依然として存在しており、また、時代の変化に伴い、インターネット上の人権侵害や新型コロナウイルス感染症に関連した差別など、人権に関わる新たな課題が顕在化してきています。

- ⑩ 人権教育・啓発推進法をはじめ、部落差別解消法、ヘイトスピーチ解消法、障害者差別解消法など、いわゆる人権三法（※）を踏まえ、教育現場・地域・職場等での相談体制を整備・充実するとともに、感染症に配慮しながら参加者の利便性の向上を図るため、オンライン上でのイベント開催や研修を積極的に活用し、府民の人権啓発・研修等への参加機会の拡大に取り組み、人権課題への関心や認知度を向上させる必要があります。

- ⑪ ※人権三法：平成28（2016）年度に施行された人権に関する3つの法律を指す。
「部落差別の解消の推進に関する法律」（平成28（2016）年12月施行）
「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（平成28（2016）年6月施行）
「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（平成28（2016）年4月施行）

- ⑫ 子ども、高齢者、障害のある人をはじめ、誰もが健やかに暮らし、スムーズに移動できる社会の実現に向け、建築物や道路、鉄道駅などにおいて、通路の拡幅や段差解消などのバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化を進める必要があります。また、既存の建築物は、面積や構造上による制限のため、いわゆるバリアフリー法（※）や福祉のまちづくり条例の整備基準への適合が困難な場合も多く見られますが、できる限りあらゆる利用者に配慮する取組が必要です。

※「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（平成18（2006）年12月施行）

4年間の対応方向・具体方策

府民が人権について学び、交流できる機会を拡充するとともに、相談体制を充実します。

- 1 府民一人ひとりが人間の尊厳を認識するとともに、互いの人権を尊重し、それぞれの幸福を最大限追求することができるよう、人権教育・啓発の推進、相談体制の充実等を図り、多様性が認められる共生社会を構築します。

- 2 感染症等に対する正確な知識の普及・感染者等への偏見・差別等の防止と、差別やいじめ等にあった方への人権相談窓口の積極的な周知を進めます。

- 3 部落差別やヘイトスピーチ、障害者差別、LGBT等性的少数者の問題など個別の人権課題に対して、憲法週間（5月）、人権強調月間（8月）、人権週間（12月）での街頭啓発、新聞、ラジオ、テレビ等メディアやスマートフォン、デジタルサイネージを活用した各種啓発、京都ヒューマンフェスタや人権フォーラムの開催、市町村が実施する啓発事業への支援などにより、効果的な啓発を進めます。

4 人権侵害の解決に向けて、法務局・人権擁護委員が行う人権相談と京都府が行う人権問題法律相談等との連携により、相談・救済に係る関係機関の協力関係を強化します。

5 性について、性的指向・性自認など性の多様性や、命と健康の大切さ、ジェンダーの平等、他者への思いやりなどを含む幅広い観点から府民の理解を深めるための啓発を行うとともに、相談体制の確保等に取り組みます。

6 人権問題を身近に感じられるよう、学校、企業・職場、地域、家庭等あらゆる場を通じ、親しみやすいテーマの設定や体験・参加型研修の実施、人権啓発イメージソングの外国語や手話による発信など幅広いきっかけづくり、「人権情報ポータルサイト」を活用した学習機会の提供等地域の実情や様々な場面に応じた取組を進め、人権教育・啓発に触れる機会の少ない人に対しても多様な教育・啓発を進めます。

7 隣保館において、地元NPO等との連携やSNSの活用などによる、一層利用しやすい相談体制等の整備など、身近な人権施策の拠点としての機能の充実や耐災害性の強化を支援します。

8 インターネット上の人権侵害と考えられる投稿に対し、大学と連携した自動検出システム等によるモニタリングの実施や、法務局及びプロバイダ等への削除要請を、さらに効果的に実施できるよう市町村と連携して取り組みます。

9 公益財団法人世界人権問題研究センターの調査・研究活動を支援し、研究成果を広く内外に発信・還元することにより、人権問題の解決につなげます。

10 教職員・社会教育関係職員、医療関係者、保健福祉関係者、消防職員、警察職員、公務員、メディア関係者等、人権に特に関係する職業従事者が人権に配慮して業務を遂行できるよう、ワークショップ研修やオンライン研修等、様々な研修を通じて人権教育・啓発を重点的に進めます。

ユニバーサルデザインによるまちづくりを進めます。

11 子どもや高齢者、障害のある人、外国人等全ての人に配慮したユニバーサルデザイン施設・設備などの情報発信に取り組みます。また、利用者の意見を取り入れ改善を続けていく参加型のデザインの実施を通じたユニバーサルデザイン化などにより、誰もが安心して暮らせるまちづくりを進めます。

12 福祉のまちづくり条例に適合させることが困難な施設に対しては、いわゆるバリアフリー法等に基づく施設計画に係る協議を行い、ハードとソフトを組み合わせた適正な施設整備を促進し、福祉のまちづくりを進めます。

13 誰もが安心・安全に利用できる道づくりをめざし、バリアフリー法に基づく歩道の新設、拡幅、段差解消及び視覚障害者誘導ブロックの設置を進めます。

14 鉄道駅のホーム柵設置等の安全対策、駅や車両での乗換案内情報の提供等、ハード・ソフト両面で鉄道駅のユニバーサルデザイン化を進めます。

15 府営住宅のエレベーターの設置やバリアフリー化、浴室等の改善を進め、誰もが安心して暮らせる住宅整備を進めます。

⑥ 男性も女性も誰もが活躍できる社会

2040年に実現したい姿

【性別にかかわらず誰もが社会参画できる社会】

- ⑦ 男性も女性も誰もが、性別にかかわらず自らの意思によって社会のあらゆる分野の活動に同等に参画し、ともに責任を担うことができる社会が実現しています。

現状分析・課題

- ⑧ 10代から20代の女性の京都府からの転出超過は令和2(2020)年度で646人となっており、東京圏を中心とした大都市圏へ女性が流出しています。若い女性にとって地元が働きにくい環境であるために移動している可能性も指摘されていることから、地域や職場において女性が活躍できる環境整備が必要です。(出典：総務省「住民基本台帳人口移動報告」令和3(2021)年1月、及び内閣府「第5次男女共同参画基本計画」令和2(2020)年12月)
- ⑨ 京都府の自治会長に占める女性の割合は3.0%(令和3(2021)年)と、全国平均6.3%(令和3(2021)年)を下回っており、主体的な役割・責任ある役割への女性の参画の拡大が必要です。(出典：内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」令和3(2021)年4月)
- ⑩ 就職を希望する女性のうち無業者の割合(12.6%(平成29(2017)年))は、全国平均(11.8%(平成29(2017)年))をやや上回っており、将来の労働力減少が懸念される中、自らが希望する働き方が選択でき能力を発揮できる職場環境づくりが必要です。(出典：総務省「平成29年就業構造基本調査」平成30(2018)年)
- ⑪ 女性活躍推進法の改正により、令和4(2022)年4月1日から労働者が10.1人以上の事業主(782社)は計画策定が義務化されることから、企業に対する計画策定への支援と計画策定後の実行面での支援が必要です。(出典：総務省・経済産業省「平成28年経済センサス」平成30(2018)年6月)
- ⑫ 府内における民間企業の女性正社員の割合を職階別にみると、正社員全体に占める割合が26.3%であるのに対し、係長相当職では15.5%、課長相当職以上では9.3%と、職階が上がるほど低くなっており、女性の登用が進んでいない状況があります。要因としては、女性の採用から管理職・役員へのパイプラインの構築が途上であることが考えられ、女性の登用率を上げるために、女性社員のキャリア形成の支援や企業側の意識改革を行う必要があります。(出典：京都府)
- ⑬ 京都府における夫の家事・育児・介護関連時間は一日平均118分と、全国平均の114分を上回っています。一方で、第2子以降の出生率は、夫の家事・育児時間が2時間未満の場合は約30%ですが、4時間以上の場合は約80%となっており、夫の家事・育児時間が長いほど第2子以降の出生割合が高いという全国的な調査結果もあります。少子化対策の点からも新型コロナウイルス感染症を契機にした男性の働き方の見直しも必要です。(出典：総務省「令和3年社会生活基本調査」令和4(2022)年8月)
- ⑭ 京都府の起業家に占める女性の割合は17.2%と、全国平均の19.3%を下回っており、起業に必要な専門知識、経営に関する知識・ノウハウの習得など、女性に対する起業支援が必要です。(出典：総務省「平成29年就業構造基本調査」平成30(2018)年7月)
- ⑮ 全国調査によると、51.6%の男性と47.7%の女性が「女性には女性らしい感性があるものだ」と答え、50.3%の男性と47.1%の女性が「男性は仕事をして家計を支えるべきだ」と答えるなど固定的な性別役割意識は残っており、意識の転換を図っていく必要があります。(出典：内閣府「性別による無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)に関する調査研究」令和3(2021)年9月)

- 新型コロナウイルス感染症の拡大は、非正規雇用労働者に影響が強く現れています。非正規雇用労働者には女性が多く、女性の非正規雇用労働者数は、コロナ禍前の令和元（2019）年と比較すると全国調査で62万人減少し、雇用情勢の悪化が依然として続いていることから、女性の就業に対する支援が必要です。（出典：総務省「労働力調査令和3年平均」令和4（2022）年2月）

4年間の対応方向・具体方策

男女が希望に応じた生き方・働き方を選択できるよう支援します。

- 1 女性の人生も男性の人生も多様化していることを念頭に、それぞれのライフステージに応じた施策展開の見直しを進め、人生100年時代にふさわしい男女共同参画施策を進めます。
- 2 「女性活躍応援塾」を開講し、地域で活動する団体・個人の発掘・育成を行うほか、活動情報を一元化して発信し、地域で活躍する女性を総合的に支援します。
- 3 働く女性の就労継続に向け、eラーニングの活用による育児休業期間中のスキルアップ支援（ホップ）や、テレワーク・共同サテライトオフィスなどを活用した「段階的職場復帰プログラム」の実施（ステップ）により、子育て期からの仕事復帰（ジャンプ）を段階的に支援します。
- 4 未来の女性研究者・技術者やそれらをめざす学生の育成・裾野拡大のため、大学との協働により、女子中高生の理系進路選択を応援する交流イベントや進路相談を、中高生、その教諭及び保護者を対象に実施します。
- 5 男性の家事・育児への参画を進めるため、企業における男性の育児休業の取得率向上に向けた意識改革など、働きやすい職場環境づくりを進めます。
- 6 経済団体を中心に京都府・京都市・京都労働局等の22団体で構成する「輝く女性応援京都会議」を核として、女性の活躍を更に推進するとともに、京都テルサにワンストップ化した府の女性支援拠点で女性の意見交換・交流の場となるよう整備し、市町村とも連携しながらコロナ禍で様々な困難・課題を抱える女性など、あらゆる女性を総合的に支援します。
- 7 中小企業人材確保・多様な働き方推進センターが持つ各企業の人材ニーズに対応し、京都ジョブパークのマザーズジョブカフェにおいて、働きたい女性に対する多様な研修プログラムを実施します。
- 8 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定やワーク・ライフ・バランスを推進する企業認証取得の支援により、男女がともに働きやすく、働きがいを感じられる職場環境づくりを進めます。
- 9 女性の就業継続・キャリア形成に係る支援や、男性の家庭・地域活動への参加を推進するとともに、ワーク・ライフ・バランスを進めることにより、育児や介護と両立できる働き方が可能な地域を創出し、その魅力を市町村と連携しながら発信します。
- 10 京都の経済団体と協働で、将来の京都経済を引っ張る企業の女性リーダーを育成します。
- 11 離職等によりブランクのある働きたい女性のキャリア形成・再就職を支援するため、地域の課題や人材が不足している分野など、社会のニーズにマッチするリカレント教育を、「京都ウィメンズベース」、「マザーズジョブカフェ」、「京都府男女共同参画センター（らら京都）」、「京都府生涯現役クリエイティブセンター」が連携して支援するなど、女性活躍を進めます。
- 12 女性の多様な働き方の一つとして、新たなビジネスにチャレンジする女性の起業を推進するため、「中小企業応援隊」等と連携した「女性アントレプレナーサポートチーム」による起業支援を進めます。
- 13 府庁女性職員の管理職・役付職員への登用を引き続き進めます。

⑦ 障害者が暮らしやすい社会

2040年に実現したい姿

【障害のある人もない人も地域の担い手となり、地域で安心して暮らせる共生社会】

- ⑦ 障害に対する理解が深まり、障害のある人もない人も地域の担い手となる共生社会が実現するとともに、障害のある人が地域で安心・安全に暮らす福祉サービスや施設が整っています。

【希望に沿って働くことができる社会】

- ⑦ 障害のある人がその特性に応じて能力を発揮できるよう、福祉的就労の充実や一般就労に向けた支援などの環境が整い、自らの意思と希望に沿って生き生きと働くことができる社会が実現しています。

【文化芸術やスポーツなどの分野で能力を生かして活躍できる社会】

- ⑦ 文化芸術やスポーツ、その他社会生活全般において、障害のある人もない人も共にその能力を生かして活躍できる社会が実現しています。

現状分析・課題

- ① 近年、府内の身体障害者手帳の所持者数は減少傾向（143,829人（平成30（2018）年3月）、141,836人（令和3（2021）年3月））ですが、療育手帳・精神保健福祉手帳所持者数は年々増加（50,713人（平成30（2018）3月）、56,632人（令和3（2021）年3月））しています。（出典：京都府）

- ① 福祉施設から地域生活へ移行している方の数は年間20～30人です。ここ数年の障害者雇用率や民間企業の雇用障害者数は増加しており、障害者の生活支援や就労支援が重要です。（出典：京都労働局「令和3年障害者雇用状況集計結果」令和3（2021）年12月）

- ① 「京都とっておきの芸術祭」等の芸術活動には約4,000人が、「全京都障害者スポーツ大会」等のスポーツ大会には約8,500人が毎年参加していましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止による大会の中止や外出控え等の影響により参加者が減少していることから、新しい生活様式にも対応できるようバーチャルリアリティやオンライン技術を活用して、それぞれの能力に応じて活躍できる機会を設けることが必要です。（出典：京都府）

- ① 年中児スクリーニング（5歳児健診）等により発達の遅れが疑われる場合に、心身の状態に応じて療育などの専門的な支援に早期につなぐ必要があります。また、幼稚園や保育園でのきめ細かな対応や、障害のある子どもの発達支援を行う放課後等デイサービスの利用など、地域での生活のための支援が必要です。（出典：京都府）

4年間の対応方向・具体方策

障害児者が地域で安心して生活できるよう、医療・福祉サービス体制を拡充します。

- 1 北・中・南部の「発達障害児支援拠点」における医療・福祉・相談のパッケージでの提供や、南部の「こども発達支援センター」における発達障害児の診療もできる地域の専門医の育成を行うとともに、市町村や教育機関と連携して、早期に支援が必要な子ども達を速やかに診療、療育へつなげる体制を構築します。
- 2 高次脳機能障害者に対し、急性期医療から訓練・社会復帰まで切れ目のない必要な支援を実施するため、「北部リハビリテーション支援センター」の機能を強化し、北部・南部における研修の共同開催や情報共有、家族や支援団体の交流など関係機関によるネットワークを構築します。
- 3 医療的ケアを必要とする障害児者について、保健・医療・福祉・保育・教育等の関連分野が連携し、周産期医療機関等から在宅に向けた治療・療養まで一貫した支援体制を構築し、家族に対するレスパイト対策の充実など、福祉サービスを拡充します。
- 4 障害者が、身近な地域で安心して必要な医療を受けられるよう、医療費負担の軽減等の市町村の取組を支援します。
- 5 京都府医療的ケア児等支援センターにおいて、相談から必要な支援まで、医療・保健・福祉・教育等関係分野が連携してワンストップで対応できるよう、地域の支援体制の整備を進めます。
- 6 児童発達支援センターについては、複数市町村による共同設置や共同利用を念頭におきながら、整備を促進するとともに、発達障害児支援拠点とも連携し、地域の中核的な療育支援施設として地域の事業所における療育の質が向上するよう支援します。
- 7 利用ニーズが増大している放課後等デイサービスについて、療育施設からの技術的支援や研修実施、専門職派遣等を通じ、サービスの質の向上を進めます。
- 8 重度心身障害児者について、各市町村に対応可能な通所事業所を拡大し、地域における生活が継続されるよう支援します。
- 9 障害のある人が安心、安全な地域生活を営むことができるよう、重度化・高齢化に対応するとともに、高齢者・障害者を相互に受け入れる「共生型サービス」の推進やグループホームなどの施設の防災・減災、老朽化対策を進めます。
- 10 てんかん支援拠点病院を中心とした医療連携体制や相談体制の整備を進めます。

障害のある人が地域で自立して安心して暮らせるよう、福祉的就労における工賃の向上、就労準備から企業とのマッチングなど、行政、福祉事業所、企業、学校、NPOなどが連携した支援体制を充実します。

- 11 「京都市農福連携・6次産業化プロジェクト」を推進し、障害者の就農・就労人材を育成するチャレンジ・アグリ認証をさらに普及拡大するとともに、農福連携製品の6次産業化やブランド化を支援し、京都式農福連携事業を生かした農業分野での就労を促進します。
- 12 個々の企業ニーズと求職障害者をきめ細かにマッチングさせた実践型の企業実習を行い、企業内サポーターの育成・情報交換の場づくりなどを進め、就業・定着を支援するとともに、企業間で障害のある方の働きやすい職場づくりの事例を共有する仕組みを設定するなど、新しい生活様式を踏まえた企業等での働きやすい職場環境づくりの支援に取り組みます。
- 13 精神障害者の就業を促進するため、ICT等を活用した在宅起業の支援や就業の場の創出、就業継続の支援の仕組みを構築します。

14 福祉事業所における新商品開発やブランド化へのサポート、共同発注の拡大、ICTの活用等による高付加価値化や生産性向上・販路拡大を通じて、福祉的就労における工賃向上を促進します。

15 府立高等技術専門校において、企業・求職者等のニーズをもとに、障害の種別を問わず、各障害特性や一人ひとりの状況に応じた職業訓練を実施し、はあとふるジョブカフェや福祉等関係機関と連携して就労・定着支援を進めます。

16 支援を必要としていることが外見からは分かりにくい方が、周囲から援助や配慮を受けやすくなるよう、ヘルプマークの普及を進めます。

17 手話通訳者やガイドヘルパー等の障害者の社会参加を支える支援者の養成に加え、手話が言語であること及び多様なコミュニケーション手段があることへの理解を深めるための「聞こえのサポーター」を養成します。

18 自らの経験を通して、障害のある人を理解できるピアサポーターを養成し、本人に寄り添った支援を行います。

19 障害のある人もない人も共に安心して生き生きと暮らしやすい社会をつくるため、関係団体等との意見交換や相談窓口でニーズや課題を把握するとともに、事業者に対し合理的配慮の義務化に向けた働きかけを行うなど、解決に向けた取組を進めます。

20 精神障害による長期入院患者や措置入院患者が退院後、地域で安心して暮らせるよう、支援計画を作成し、保健所を中心に市町村や関係機関が連携して退院後の支援を実施するほか、精神障害者の理解が深まるよう啓発に取り組むとともに、本人を支えている家族等に対して、本人への接し方や必要な情報提供等の助言を行います。

障害者が、文化芸術・スポーツ分野で活躍できる機会や、地域で障害のある人もない人も一緒になって活動・交流できる場を創出します。

「障害者芸術の聖地・京都」をめざし、
▷文化芸術活動を行う障害者のアート作品を、様々な機会を活用して展示・販売・商品化（二次利用）するなどの取組を進めます。

21 ▷障害者アートについて、新しい作家を発掘するとともに、作品やその創作活動をデジタルにより記録・保存し、広く国内外に発信します。
▷きょうと障害者文化芸術推進機構と文化庁・企業・大学など様々な主体とともに、ジャンルを問わず、府内各地で作品展等を開催します。

22 「全国車いす駅伝競走大会」、「全国障害者スポーツ大会」などの大会を通じて、府内の各選手が国内トップの選手と競い合う機会を提供します。

23 パラ・パワーリフティング競技のナショナルトレーニングセンターとして指定されている「サン・アビリティーズ城陽」や、その他様々な体育施設で実施されるスポーツイベント等の機会を捉えて、国内のトップ選手に触れる機会を創出し、スポーツの裾野拡大、競技力を高めます。

24 地域で活動する障害者スポーツ指導員を増員し、府内各地で障害者がスポーツに親しめるよう支援します。

25 東京2020パラリンピックのレガシーを生かし、障害者スポーツ大会を開催するほか、ワールドマスターズゲームズ関西の開催等を通じ、ボッチャ・車いす駅伝などの障害のある人もない人も一緒に挑戦しあう、楽しむ大会・イベント等の機会を創出することにより、様々な交流が生まれる取組を進めます。

26 特別支援学校において、パラリンピック種目であるボッチャの大会等を通して、地域の学校やスポーツクラブとの交流などを進めます。

⑧ 留学生・外国人が生き生きと暮らせる社会

2040年に実現したい姿

【国際交流が暮らしの中に根づいている社会】

- ⑦ 行政、企業、地域、府民のあらゆるステージにおいて、日常的な国際交流が実現しています。

【多文化共生の社会】

- ⑧ 外国人が地域の担い手・働き手として参画し、様々な国籍や文化を持った府民が相互に理解を深め、互いを尊重し合いながら暮らす多文化共生社会が実現しています。

現状分析・課題

- ⑨ 現在、ジョグジャカルタ特別区やケベック州など7州省と友好提携を締結しており、また、19の地域と京都の特性を生かした個別分野での交流を進めています。新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、主にオンラインを活用して交流を行っていますが、今後も親善的な交流から互いが具体的にメリットを享受できる交流へ、また、京都の活力に結びつける新たな交流を進める必要があるため、体験等を共有できる、対面とオンラインを組み合わせたハイブリッド型の交流により、絆を深めていく必要があります。（出典：京都府）

- ⑩ 令和3（2021）年の在留外国人数は57,620人と、10年前（平成23（2011）年52,577人）と比べ増加しており、生活者としての外国人の日本語教育の充実や、多文化共生社会の実現に向けた意識醸成等が必要です。（出典：京都府）

- ⑪ 令和2（2020）年の留学生数は10,896人、府内での就職者数は591人と、それぞれ10年前（平成22（2010）年（留学生：5,600人、府内就職者数：161人））と比べ増加していますが、留学生の6割が国内での就職を希望しているのに対し、就職率は約3割に止まっており、その主な要因である外国人留学生向け求人の不足や、一括採用といった日本独特の雇用慣行への留学生側の知識不足を解消していく必要があります。（出典：出入国在留管理庁「令和2年における留学生の日本企業等への就職状況について」令和3（2021）年11月、（独）日本学生支援機構「平成29年度私費外国人留学生生活実態調査」平成31（2019）年1月、及び「令和元年度外国人留学生進路状況・学位授与状況調査結果」令和3（2021）年3月）

4年間の対応方向・具体方策

様々な地域との国際交流を進めます。

- 1 ス페인やベトナムなどの新たな地域と、青少年交流やフードテックなど新たな分野での交流を進め、先進的な知見を持つ地域等への視察や交流を通じて、府が抱える諸問題の解決につなげていきます。

- 2 府と友好提携州省との交流関係を生かして、青少年の相互派遣、国際文化芸術公演、スマートシティ連携など様々な分野で、対面とオンラインとのハイブリッド型交流を進め、充実した国際交流を行います。

外国人が地域で住みやすい多文化共生のまちづくりを進めます。

3 インターナショナルスクールの誘致や日本語教室の空白地域解消、専門家の活用による外国人及びその子どもたちの日本語教育の機会の増加と内容の充実、災害時支援体制の整備など、地域の受入環境を整えます。

4 外国人が生活する上で、必要な情報を確実に届けるため、「京都府外国人住民総合相談窓口」をはじめとする、外国人に対する生活情報の多言語での提供や、「やさしい日本語」の普及啓発に引き続き取り組みます。

世界中から京都の未来を担う留学生を誘致し、卒業・修了後の京都定着を進めます。

5 日本語学校に通う他府県在住の留学生や海外の学生を京都の大学等に誘致するため、国内外へのプロモーション活動や京都の大学等キャンパス体験ツアー等を実施します。

6 京都の大学等を卒業し府内企業に就職した留学生OBと留学生をつなぐOB交流会の開催やOB訪問を支援するなど、マッチングを促進します。

7 大学、京都府、京都市、経済界等で設立した「留学生スタディ京都ネットワーク」及び京都ジョブパークを中心に、留学生の誘致から就職までの総合的な支援を行います。

⑨ コミュニティが大切にされる社会

2040年に実現したい姿

【人と人の絆、地域コミュニティが大切にされる社会】

- ⑦ 人と人がつながり、地域コミュニティ相互あるいは行政・NPO・企業等の多様な主体との連携・協働により、温もりとやさしさにあふれる地域社会が実現しています。

【移住したいまち京都府の実現】

- ① 移住希望者にとって、京都府が住んでみたいまちとなり、多くの方が京都府に移住し、移住者の中から地域コミュニティを支えるリーダーが現れています。

【過疎・高齢集落等であっても地域資源の活用と交流により「キラリと光る」地域が創造】

- ⑦ 過疎・高齢集落や農山漁村であっても、営農環境や集落活動、地域の行祭事などが維持されるとともに、観光事業者や商店街などとの連携による地域ビジネス等により、希望と活力に満ちた「キラリと光る」地域となっています。

現状分析・課題

- ① 内閣府が行う社会意識に関する世論調査における地域での付き合いの程度を問う項目において、「現在の地域でよく付き合っている」と答えた人の割合は8.9%であり、前回調査（令和2（2020）年1月）の16.4%から大幅に低下しています。少子高齢化・人口減少等により多様化する地域課題は、個々の力だけでは解決が困難なケースが多いことから、多様な主体が連携・協働し、地域のつながりを強めていく取組が重要となっています。（出典：内閣府「社会意識に関する世論調査」令和3（2021）年12月）

- ② 内閣府の世論調査において、約6割の人が社会福祉活動など社会の一員として何か役に立ちたいと思っているという結果が出ている一方で、地域の様々な課題に対応する団体の活動に参画している人の割合が2割台にとどまる調査結果もあります。こうしたミスマッチを解消し、より多くの人に地域活動に参画いただけるよう、NPOや地域コミュニティ等の活動に対する共感や理解を得るための広報に努めることで、人材確保につなげていく必要があります。あわせて、活動団体の運営力や活動基盤についても強化していく必要があります。（出典：内閣府「社会意識に関する世論調査」令和3（2021）年12月、及び京都府）

- ③ 府内への移住者は、平成27（2015）年度の288人から、令和3（2021）年度には676人へと増加していることに加え、新型コロナウイルス感染症の影響等もあり、地方への移住に対する関心は更に高まっています。令和4（2022）年4月施行の「京都府移住の促進及び移住者等の活躍の推進に関する条例」に基づき、移住者や関係人口が地域社会の担い手として活躍できる地域づくりを推進し、地域の維持や活性化を図る必要があります。（出典：京都府）

- ④ 過疎・高齢集落が平成22（2010）年からの5年間で228集落から373集落に急増するなど、特に農村部において人口減少の波は深刻です。今後、農地や獣害柵の維持管理ができず、荒廃農地や鳥獣被害の増加、地域商店の閉鎖といった生活機能の縮小など、農山漁村の活力低下や地域コミュニティそのものの存在の危機が顕在化するおそれがあることから、地域で暮らす人々を中心に、農家、非農家が一体となった組織を形成し、生産、生活、資源管理等の集落機能を補完する取組が必要です。（出典：農林水産省「地域の農業を見て・知って・活かすDB（2020年）」令和3（2021）年10月）

- ⑤ 府内各保健所における令和3（2021）年度の犬猫の引取数が10年前（平成24（2012）年度）の約4.2%まで減少していることに伴い、動物愛護センターでの殺処分数も10年前（平成24（2012）年度）と比べ約2.5%まで減少していますが、今後も引き続き地域における適正な繁殖に係る啓発を行うなど、殺処分数の更なる減少への取組が必要です。（出典：京都府）

4年間の対応方向・具体方策

多様な主体の連携・協働によりネットワークを構築し、地域の課題に対応した住みやすい地域づくりを進めます。

- 1 子育てや介護、多文化共生分野における課題において、行政と地域コミュニティが連携・協働して取り組むため、「地域交響プロジェクト」による助成に加え、行政を含めた地域の多様な主体によるプラットフォームを構築し、地域の取組を支援します。
- 2 全国から京都に集う16万人の「学生の力」を生かして、市町村や企業との連携事業への学生等の参画を進めるとともに、学生等の府内定着を促進する「学生とともにのばす京都プロジェクト（仮称）」を実施します。
- 3 他府県に居住する京都府出身者や大学生などで京都ファンのネットワークを構築し、地域活動への参画や地場製品の愛用等、地域を支える仕組みを構築します。
- 4 他府県に進学した京都府出身者の大学生に対して、大学等と連携して地域に関する情報発信や出身地での活動を促す仕組みを構築するとともに、市町村による地域との交流促進の取組などと連携し、Uターンの増加につなげます。
- 5 地域活動に社員を参画させるなど地域課題の解決に寄与する企業の表彰や、文化や子育てをはじめ、あらゆる分野における企業版ふるさと納税の活用を促進することにより、地域と企業との連携を強化します。
- 6 小中学生をはじめ、それぞれの世代が地域をより良くするため、地域コミュニティの大切さに触れ、学ぶ機会を創出するとともに、住民自ら地域の絆を強める取組を支援します。
- 7 大学生と地域活動団体とのマッチングを支援することにより、新たな地域活動の担い手を創出・拡大し、地域コミュニティの再生と交流人口を拡大します。
- 8 公共交通空白地の住民の移動手段の確保のため、住民組織やNPO等が運営主体となる自家用有償旅客運送を支援します。
- 9 府営住宅の施設や空き住戸について、民間のアイデアも反映しながら、人々の交流や社会経済活動の場として利活用できるような取組を進めます。
- 10 京都動物愛護センター（京都市と共同設置・運営）や保健所において、動物愛護フェスティバルや犬のしつけ方教室等を開催するとともに、市町村や関係団体と連携し、犬・猫の所有者等に動物愛護や適正飼養、終生飼養に関する普及啓発を実施します。

移住者の有する多様なニーズに対応し、移住者が活躍できる環境づくりを進めるとともに、住民、移住者、関係人口、企業等の地域創生の担い手がビジョンを共有して、住民とともにまちづくりに参画・協働する地域づくりを進めます。

- 11 市町村の取組に賛同する都市部企業に積極的に働きかけ、地域外の知識・スキル・人材・資金等と地域をマッチングする取組を通じて、まちづくり支援法人であるDMOとも連携しながら、地域創生の担い手となる関係人口の拡大やコミュニティの活性化につなげます。
- 12 地域企業や団体と連携して、大学生に対して地域におけるフィールドワークやインターンシップの受入をマッチングするとともに、関係人口としての活動を支援します。
- 13 DMOや地域の多様な主体と連携し、住民、移住者、企業等の地域に関わる方とビジョンを共有しながら、それぞれの特徴を生かして市町村が進める新しい地域づくりを支援します。
- 14 「京都府移住センター」において市町村・関係機関等と連携し、リアルとオンラインの併用による移住相談・セミナーの実施や暮らしの紹介を行うとともに、平日は都市部で働き、週末は田舎暮らしをそれぞれ楽しむ生活スタイルや、副業人材として地域に関わる働き方の実践など、関係人口として地域へ関わりたい方への対応や、テレワーク施設、地域住民との交流拠点の整備等により、情報発信から相談、移住、地域定着まで一貫してサポートする取組を強化し、移住者が活躍できる環境づくりを進めます。

移住者と地域とのミスマッチを防ぐため、地域の魅力や求める人物像を地域自らが発信し、
15 移住前に地域での暮らしを体験できる機会を増やす取組を進めるとともに、アウトリーチ型
のマッチングなどにより、地域が求める移住希望者と地域の接点を増やします。

移住希望者の様々なニーズに対応できるよう、移住先での生活の基本となる「住」への不安
16 を解消するとともに、移住後に地域住民やコミュニティと交流できる環境づくりを支援し、
更なる移住者の拡大を進めます。

**農山漁村における生活やなりわいを支え、将来にわたって持続させる仕組みとして、多様な主
体や人材と協働するコミュニティを構築します。**

農地等の保全や生活交通等地域基盤の維持、収益確保に向けた特産品開発・販売等のビジネ
スの実施などを、集落の広域連携や外部人材の活用、地域活動の最適化も含め、トータルマ
ネジメントする「農村型地域運営組織（農村RMO）」等の地域運営の土台となる連携体を
17 形成します。これにより、持続可能な農山漁村コミュニティづくりを府内各地で展開すると
ともに、「地域おこし協力隊」や大学などと連携し、農山漁村が抱える様々な悩みや課題に
きめ細かく対応します。

集落活動等へのICT技術活用の実践を行い、高齢者向けの日々の生活の見守りや買い物等
18 の支援を進めるとともに、鳥獣被害対策や農業生産基盤など集落基盤の維持・管理に必要不
可欠な協働作業の効率化を促進します。

⑩ 誰もが親しみ夢が広がるスポーツ

2040年に実現したい姿

【スポーツを通じて地域が固い絆で結ばれている社会】

- ⑦ 誰もが地域の中でいつでも気軽にスポーツに触れ親しみ、ともに楽しみながら健康に過ごし、スポーツを通じて地域が固い絆で結ばれています。

【スポーツを通して府民の感動を呼び、夢とあこがれの持てる社会】

- ④ 府内でプロスポーツをはじめトップアスリートのプレーが観戦でき、スポーツを通して府民の感動を呼び、夢とあこがれの持てる社会が実現しています。

【京都府ゆかりのトップアスリートが世界で活躍する社会】

- ⑦ 京都府ゆかりの多くのトップアスリートがオリンピック・パラリンピックをはじめ、世界で活躍しています。

現状分析・課題

- ② 成人が週1回以上の運動・スポーツを行う割合は約49%で、全国平均(約52%)を下回る結果となっています。とりわけ京都府では働き世代や子育て世代である30歳代の実施率(39%)が低くなっており、身近で気軽に楽しめる運動・スポーツの普及・推進が求められています。(出典:スポーツ庁「平成29年度スポーツの実施状況等に関する世論調査」平成30(2018)年2月、及び京都府)

- ② 運動・スポーツを行った理由は、「健康・体力づくり」、「運動不足を感じる」、「楽しみ・気晴らし」など様々ですが、運動・スポーツをしなかった理由は、「年をとったから」、「仕事(家事・育児・介護等を含む)が忙しい」、「機会がない」、「面倒だから」などとなり、気軽に親しむスポーツの普及・定着が求められています。(出典:スポーツ庁「平成29年度スポーツの実施状況等に関する世論調査」平成30(2018)年2月)

- ③ 令和4年4月から運用を開始された総合型地域スポーツクラブ登録・認証制度により、京都府の登録数は16市町村で28となっています。スポーツを通じた地域づくりを進めるため、今後はクラブの質的、量的な充実を図る必要があります。(出典:公益財団法人京都府スポーツ協会「京都府総合型地域スポーツクラブクラブまっぷ」令和4(2022)年6月)

- ④ 府内のスポーツ施設数(公立施設のみ)が平成30(2018)年時点で全国35位であることも踏まえ、近年、京都アイスアリーナ(令和元(2019)年)や府立京都スタジアム(令和2(2020)年)等の整備を行ってきたところですが、今後は、こうした施設を最大限に活用し、利用を促進していく必要があります。(出典:スポーツ庁「平成30年度体育・スポーツ施設現況調査」令和2(2020)年4月)

- ⑤ 府内の将来有望なジュニア選手をJOC強化選手につなげる取組(京のメダリスト創生事業等)を平成27(2015)年度から実施。国際舞台で活躍する京都府選手が増加するとともに、令和元(2019)年の国民体育大会では、7年ぶりに男女総合成績が8位以内に入賞しました。今後も、更なる京都府選手の育成・強化が求められます。(出典:いきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会実行委員会「第74回国民体育大会報告書」令和2(2020)年3月)

4年間の対応方向・具体方策

府立京都スタジアムを様々なスポーツの拠点とするとともに、中北部地域の交流と観光のゲートウェイとなる取組を進めます。

- 1 国際大会等の誘致に必要な練習会場などの整備を進め、「府立京都スタジアム」において、プロスポーツのほか全国的な大会を誘致・開催するとともに、「京都アイスアリーナ」において、スケート教室やアイスショーを開催するなど、スポーツの魅力を府民が身近に感じられる環境づくりを進めます。
- 2 京都サンガF.C.と連携し、子どもたちに夢を与え活力の源となる取組を進めるとともに、子どもたちが世界レベルの競技を観戦できる環境づくりを進めます。
- 3 府立京都スタジアムや府内各地域の施設を活用し、ニュースポーツ及びeスポーツの大会開催や練習環境の整備を行うことで、スポーツの裾野を広げます。
- 4 府立京都スタジアムのeスポーツエリアを活用し、大規模なeスポーツ大会を開催するとともに、選手や大会運営などの競技環境を支える人材を育成することにより、「eスポーツの聖地・京都」をめざします。
- 5 府立京都スタジアムにおいて、音楽などの文化イベントや地域資源を活用したイベントを実施するほか、イベント・観光情報を発信するなど、中北部地域における周遊・にぎわいづくりを進めます。

スポーツを「する」「みる」「ささえる」ための取組を進めます。

- 6 少子化が進む中においても、子どもたちがやりたいスポーツに取り組めるよう、スポーツ団体等と連携し、「京のジュニアスポーツアカデミー（仮称）」を創設します。
- 7 学生スポーツや国際大会にも活用できるアリーナ機能を備えた体育館を整備し、府民が身近にスポーツを感じられる環境づくりを進めます。
- 8 府内の都市公園において、府民が楽しみながら運動ができるとともに、身近にスポーツを体験できる施設の整備等を進めます。
- 9 府立施設の充実をはじめ、広域的利用や、地域の特色を生かしたスポーツ振興に資する市町村スポーツ施設の整備への支援とともに、企業・大学等のスポーツ施設が一般利用できる取組を進め、府民がスポーツに親しめる環境を充実させます。
- 10 オンラインも活用しながら、日常的にできる運動（ウォーキングやエクササイズなど）やダンス等を取り入れたスポーツの普及を進めることで、府民の体力づくり、健康づくりを進めます。
- 11 スポーツを通じて子どもたちが夢やあこがれを持ち、豊かな心をはぐくめるよう、トップアスリートのプレーを身近に観戦したり、体験できる取組を進めます。
- 12 ツアー・オブ・ジャパンのコースを体験するサイクルルート、府立京都スタジアムを核とした京都丹波エリアを巡るサイクルルート等、府民が身近に親しめるルートを整備するとともに、ネットワーク化により府内を回遊できる広域ルートの形成を進めます。
- 13 競技団体と連携し、プロスポーツをはじめトップアスリートのプレーが身近に観戦できる大会の誘致に取り組めます。

- 14 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機とした、生涯スポーツ・障害者スポーツへの機運の高まりを継続・発展させ、ワールドマスターズゲームズ関西の開催につなげるとともに、競技団体や市町村とも連携しながら大会の成功に向け、機運醸成や参加者・ボランティアの確保に取り組めます。

- 15 地域住民により自主的・主体的に運営されるスポーツクラブ（総合型クラブ）を核とした地域スポーツの充実や、地域スポーツをコーディネートするスポーツリーダーの育成に取り組めます。

将来のトップアスリートを発掘・育成するとともに、ジュニア世代からの競技力を強化します。

- 16 本府を拠点に活躍するトップアスリートの育成に向けて、京都トレーニングセンターにおけるスポーツ医・科学サポート機能を充実させ、トップアスリートの活動を総合的に支える取組を進めます。

- 17 タレント発掘・育成事業「京のこどもダイヤモンドプロジェクト」を実施し、将来トップアスリートとして国際大会でのメダル獲得をめざすとともに、豊かで明るい社会の発展に貢献できる人材を育成します。

5

5

2040年に実現したい姿

【誰もが文化に親しめる社会】

- ⑦ 誰もが、年齢、性別、障害の有無、経済的な状況、居住する地域等にかかわらず等しく、多様な文化に親しみ、参加し、文化を創造することができる環境を整備することで、自らの文化的表現力を高め続けられる社会が実現しています。

【文化が活力を生み出す社会】

- ⑧ 芸術や伝統芸能、生活文化等の多様な文化と、観光、産業、福祉、教育など幅広い分野とが相互に結びつき、刺激し合うことで、それぞれの魅力と付加価値が高まり、各地域が活性化し、暮らしと経済の好循環が生み出されている社会が実現しています。

【感性豊かで創造的な社会】

- ⑨ 伝統的な文化から先端技術を活用した現代アートまで、多彩な分野で活動する国内外の人々が、京都を舞台として交流・協働し、その交わりから新しい文化が生まれ続ける社会が実現しています。

【暮らしの中に多様な文化が息づく社会】

- ⑩ 衣食住の生活文化をはじめとする文化が日常生活に息づき、日々の暮らしの中で、先人の積み重ねを実感でき、地域文化の多様性が大切にされている社会が実現しています。

現状分析・課題

- ① 新型コロナウイルス感染症の影響もあり、市町村の文化協会会員数等が減少（平成30（2018）年22,209人→令和3（2021）年17,249人）しており、地域の文化活動を支える力となる人材の確保が課題となっています。（出典：京都府）

- ② 京都の大学には芸術系学科が39学科と東京に次いで多く、その強みを生かした、将来の京都文化を牽引する人材の確保・育成が必要となっています。（出典：リクルート進学総研「リクルート進学総研調査」平成28（2016）年3月）

- ③ 文化庁の京都移転や「文化芸術基本法」の改正、アート市場の活性化等も含んだ「文化経済戦略」の策定など、日本の文化行政は従来の文化芸術振興に止まらず、文化資源の掘り起こしや磨き上げによる観光やまちづくりなど他分野への積極的な活用が必要となっています。

- ④ 世界の美術市場規模（令和3（2021）年）は、約5兆2,000億円ですが、日本は1,929億円に止まっており、経済規模が日本の約6割程度の英国が約1兆400億円であるのに比べると規模が小さく、文化芸術の更なる発展に向けては、市場の拡大が必要となっています。（出典：（一社）アート東京「日本のアート産業に関する市場レポート2021」令和4（2022）年3月）

- ⑤ 近年の情報通信技術の進展は目覚ましく、ARやVR等を利用した非公開文化財の公開や遺跡等の復元、ICTを利用した鑑賞体験、NFTやメタバースなど、最先端技術の活用が文化芸術の分野でも進んでおり、更なる活用が必要となっています。

- ⑥ 府内の国宝（237件）・重要文化財（2,199件（国宝を含む））の件数は、いずれも全国2位となっています。また、無形文化財も多数存在しており、貴重な文化財の保護・活用が必要です。（出典：文化庁「国指定文化財等データベース」令和3（2021）年10月）

- ⑦ 府の独自制度として暫定登録文化財制度（令和3（2021）年4月現在1,294件登録済み）を創設し、全国に先駆けて、新たな文化財保存の仕組みをつくることにより、重要な文化財の修復・保存・防災等に取り組んでいますが、近年、国内各地で地震・水害・火災等の災害が頻発しており、文化財の破損・劣化・散逸の危険性が高まっています。（出典：京都府教育委員会）

- 新型コロナウイルス感染症の影響により劇場等で文化芸術に関わる機会（発表・鑑賞）が平成30（2018）年の57.8%から令和2（2020）年に46.5%と減少しており、文化芸術活動への支援や文化芸術に親しむ機会の創出が課題となっています。（出典：京都府）

4年間の対応方向・具体方策

文化庁の京都移転や大阪・関西万博の機会を捉え、オール京都体制で「文化の都・京都」の実現に向けた取組を進めます。

- 1 アニメ・映画・ゲーム等のメディア文化のコンテンツが揃う京都ならではの取組など、これまでの太秦メディアパークにおける取組等を土台として、更に京都発の新たなメディア文化等を世界へ発信することにより、文化の国際交流の舞台となる京都を志向します。
- 2 世界各国のコレクターの来京を促して「京都国際アートフェア」の評価を高め、日本を代表する現代アートフェア「Art Collaboration Japan（仮称）」へと進化させることで、京都で育てた作家が国際的に評価される仕組みを構築します。
- 3 プロやアマの音楽家をはじめ、音楽家を夢見る人々が世界中から集まり、交流し、新しい音楽を創造・発信する「“ミュージックフュージョン”京都国際音楽祭（仮称）」を開催します。
- 4 文化庁の京都移転を機に、歴史ある伝統芸能や生活文化等に加えて、音楽や舞台芸術、メディア芸術、美術工芸、現代美術などの様々な文化芸術を京都中で体験できる取組を集中的に開催します。
- 5 文化の観光やまちづくり等への活用による地域活性化を推進するため、国とともに全国の自治体や関係団体による取組の発表や表彰を行う「全国地域文化活用サミット（仮称）」を開催します。
- 6 府内各地でアーティスト作品の展示やパフォーマンスステージ、府民参加型の音楽祭等を幅広く展開し、音楽をはじめ文化芸術の裾野を拡大します。また、小学生等による地域の伝統芸能を発表する機会を創出し、伝統芸能を支える次世代の担い手をはぐくみます。
- 7 企業版ふるさと納税制度なども活用して、文化芸術に触れる機会が少ない子どもたちがアートに触れられる機会を創出する「子どもアートプロジェクト」を展開します。
- 8 京都に集まる世界のアート関係者と京都のアーティストをつなぐ機会を創出するなど、世界のマーケットで活躍できる人材、文化を支える人材を育てます。
- 9 府立大学の学科再編によって、人文・社会・自然科学の連携強化を図る「和食文化科学科（仮称）」等との連携により和食文化人材の育成に取り組むとともに、京料理や茶道、華道、その他の生活文化に親しむ機会を創出し、京都に根付く暮らしの文化の継承につなげ、国内外へ発信します。
- 10 小学校等に優れた芸術家・工芸家等を派遣し、体験活動を行う「京都式文化体験プログラム」を展開します。
- 11 高校生や歴史・建築を学ぶ大学生を対象に、文化財の保存や修理、職人の仕事に興味を持ってもらえるよう、建造物修理現場の見学や職人体験事業を実施します。
- 12 劇場等と連携して、文化団体等の表現の場を創出することで、文化活動を支援し、府民が持続的に文化体験できる機会を提供します。

伝統文化、生活文化を継承するとともに、文化財の保存・継承・活用を進めます。

- 「文化財保存・活用促進プロジェクト」に基づき、
- 13 ▷文化財の価値や継承の大切さが広く地域の人々に伝わるよう、社寺等の文化財において地域の特色を生かした文化に親しむ取組への支援や、ふるさと納税の寄附者への文化体験の提供など、文化財に親しむ機会を増やすことで、保存に対する認識が高まり文化財保護につながるという、文化財の「保存」と「活用」の好循環を生み出します。
 - ▷文化財の高精細画像化やVR、AR等の利用を図り、観光・教育資源として活用するほか、産学官連携による最新研究成果の国内外への発信につなげるため、文化財保護に関する総合的な調査研究施設の関西拠点を関西文化学術研究都市に誘致します。
- 14 京都が培ってきた文化財修理技術を継承・発展し、唯一無二の文化財を次世代へ継承するため、国が設置する「文化財修理センター（仮称）」と連携して、世界に誇る文化財修復拠点の形成をめざします。
- 15 拝観者の減少等により文化財の計画的な保存・修理が困難となっている文化財等の所有者に対し、保存修理費用を補助する等の支援を行います。
- 16 文化庁の京都移転を契機に、京都ならではの新たな文化施策として、史跡等の遺産を活用した文化観光について発信し、さらに2025年日本国際博覧会（略称「大阪・関西万博」）を生かした京都・関西からの文化発信へと展開します。
- 17 恭仁宮跡の特別史跡化など府内の史跡の魅力を掘り起こし、活用整備を進めます。
- 18 宮跡や古墳などを巡る「関西京（みやこ）エキスポ」の実現や国宝等の文化財建造物修理現場の公開、府立郷土資料館が行う展示や出前授業等により、世界に誇る貴重な文化財を保存し活用する取組を進めます。
- 19 府、京都市、宇治市、京都商工会議所等で設立した古典の日推進委員会を中心に、古典の日フォーラムなど古典を広く根付かせるための取組を、文化庁とともに全国に広げ、朗読コンテストなどを実施します。
- 20 華道や祇園祭、節句等の京都の暮らし・文化と密着した花材のニーズに応えるため、卸売市場や小売店、生産者等と連携し、花きの供給体制を構築します。
- 21 文化財保存活用大綱において府内の文化財の適切な保存と活用を図るための基本方針を示すことにより、文化財をまちづくりに生かしつつ、地域社会総がかりでその継承に取り組みます。
- 22 府内に多数存在する貴重な文化財の保護のため、「暫定登録文化財」制度により、緊急の保護対策を講じます。
- 23 文化庁の京都移転を契機に、府庁旧本館を「文化の都・京都」の象徴に相応しい施設に再整備し、貴重な文化財の保存・活用を進めます。
- 24 「双京構想」の実現に向けて、伝統的な宮中行事の復活を含めた文化的な行事等により、皇室の方々から京都へお越しいただく機会を増やすよう、京都市をはじめとする関係機関と連携して取り組みます。

多彩な交流の場を創出し、新たな文化を創造します。

- 25 令和5（2023）年度にオープンする予定のアート&テクノロジー・ヴィレッジや京都経済センター、けいはんなオープンイノベーションセンター（KICK）、北部産業創造センターなどにおいて、先端科学・産業の技術研究者等と京都が持つ有形・無形の文化芸術関係者との知的創造のための交流を促し、イノベーションを創出します。
- 26 コンテンツ産業の集積を生かし、クリエイターと伝統産業や医療関係などの異業種との交流や、VR・ARやメタバースなどの先端テクノロジーとの融合を促進することにより、コンテンツイノベーションを創出します。
- 27 伝統芸能や美術工芸など多分野の文化芸術団体のネットワーク化と連携により文化創造を促進します。

地域における文化活動の振興を図り、観光、まちづくり施策との連携を進めます。

- 28 文化庁と連携し、暮らしの中に息づく伝統文化や生活文化を守り伝える「地域文化活性化プロジェクト」として、地域の祭りや伝統芸能等の地域文化の継承に向け、文化観光サポーターなどの専門人材を配置・増員し、地域外からの支援の拡大につなげます。
- 29 令和元（2019）年9月に開催した第25回国際博物館会議京都大会を契機として立ち上げた、府内の博物館・美術館等のネットワーク「京都府ミュージアムフォーラム」を活用し、加盟館相互の連携や京都市内博物館施設連絡協議会との相互協力のもと、展覧会や講演会、体験学習など文化に触れる機会を創出します。
- 30 大学や文化団体、博物館等が実施する文化講座や催しを、ウェブサイトを活用して広く発信します。

アートプロジェクトを府域に展開し、府民の文化芸術体験の機会拡充と京都のアート市場の拡大、アート人材の育成を進めます。

- 31 「京都国際アートフェア」の開催により、世界で活躍する一流アーティストの作品や京都と世界のクラフトを一堂に鑑賞、販売できる機会を提供し、日本の現代アートの価値向上やクラフトの世界展開を後押しします。
- 32 文化芸術作品の制作、発表から海外市場も含めた販売まで、京都で一貫して行うことができる一連のサイクルを創出し、国内外で活躍できるアート人材の育成を進めます。
- 33 2025年日本国際博覧会（略称「大阪・関西万博」）を迎え、産業やスポーツツーリズムと文化芸術を融合させて観光や地域振興にも貢献するよう取り組みます。
- 34 クリエイターの表彰制度等により、コンテンツ事業者を支援します。

京都の文化の国内外への発信を進め、文化を通じた国際交流を進めます。

- 35 VR、AR等を活用した地域文化の魅力発信によるリアル体験へ誘客する仕組みづくりや、非公開文化財の映像化による保存・継承の機運醸成を図るなど、文化振興と地域の活性化を進めます。
- 36 博物館などの文化施設の多言語対応やナイト鑑賞、オンライン配信など多様な方法による情報発信等により、文化・芸術鑑賞等のバリアフリー化を進めます。
- 37 留学生や訪日外国人観光客などに対し、京都文化を体験しやすい環境づくりを進めます。
- 38 文化庁京都移転プラットフォームの取組や2025年日本国際博覧会（略称「大阪・関西万博」）などの国際イベントの機会を生かして、文化庁や関係市町村、大学と連携し、文化が身近なものと感じられるよう文化の発信を進めます。

文化活動を支援するための専門人材等の確保を進め、文化活動拠点の整備を進めます。

- 39 府立文化芸術会館等、老朽化が進む既存文化施設の機能継承も踏まえ、舞台芸術・視覚芸術拠点施設（シアターコンプレックス）など、旧総合資料館跡地、植物園などの整備に取り組みます。
- 40 伝統文化や祭り、和菓子など京都の文化を子どもたちにも分かりやすく疑似体験できるデジタル・ミュージアムを構築するなど、府内の文化芸術活動の裾野を拡大します。
- 41 元京都府議会議員公舎（旧富岡鉄斎邸）の保存活用など、京都の様々な資源を磨き上げて、京都文化の発信に活用します。
- 42 地域アートマネージャー等、文化芸術専門人材の配置によるシンクタンク機能や持続的な事業推進のための体制を整備します。
- 43 丹後地域の歴史、文化、観光の拠点施設となる博物館をめざし、府立丹後郷土資料館のリニューアルに取り組みます。

2040年に実現したい姿

【世界のオンリーワン企業を輩出】

- ⑦ 新たに創業した企業の中から「世界のオンリーワン企業」に成長する企業が輩出されるとともに、グローバル企業、オンリーワン企業、スタートアップ企業及びそれらを支える関連企業等、多様な企業が集積しています。

【「Made in Kyoto」が世界ブランドとして確立】

- ① 伝統技術・素材を基礎に新しい技術と素材を融合して製造する工芸品など、ジャンルを超えたものづくりにより、京都産品のブランド化を進め「Made in Kyoto」が世界ブランドとして確固たる地位を確立しています。

【関西文化学術研究都市が人類的課題の解決に大きく貢献】

- ⑦ 関西文化学術研究都市において、トップレベルの研究者や優れたアイデア・技術が世界から集まり、新たな価値が創造される科学技術イノベーションが生み出され、人類的課題の解決に大きく貢献する都市が実現するとともに、その成果が府全域に広がっています。

【商店街が地域コミュニティの中核を構成】

- ④ 商店街が、地域経済活動の場であるだけでなく、地域の歴史・文化の情報発信、観光や地域コミュニティの場となっています。

現状分析・課題

- ④ 中国の台頭など世界的な競争が激しくなる中、さらにレベルの高いイノベーションを起こさなければ、京都産業の未来は開けないとの危機感から、京都の持つ文化力や、大学・研究機関等の高度な技術・専門知識、多様な産業の集積等の資源を連携させ、オープンイノベーションを起こし、世界的な競争に打ち勝つ産業分野を構築することが必要です。

- ① 京都は大阪・兵庫とともに国の「世界に伍するスタートアップエコシステムグローバル拠点都市」に指定されていますが、スタートアップ企業が生まれ続けたことで京都の産業が維持されてきた歴史からも分かるように、次世代産業の担い手の育成が重要であり、そのサポートシステムの強化が求められています。また、コロナ禍の長期化や原油・原材料の高騰、部材の不足、さらにはロシアのウクライナ侵攻によるサプライチェーンの混乱や物流の停滞などにより、経営環境が厳しくなっている中、事業継続のリスクが高まっています。経営余力を残しているにもかかわらず、自主的に会社を休業・廃業、あるいは解散を行った「あきらめ休廃業」の割合がコロナ禍を境に高まっており、事業承継支援の強化が必要です。（出典：（株）帝国データバンク「京都府の休業・解散動向（2021年）」令和4（2022）年7月）

- ③ 全国において、デジタル化により業務効率化などに取り組む事業者は増加している（令和元（2019）年：32.8%、令和3（2021）年：46.7%）一方で、デジタル化によるビジネスモデルの変革などに取り組む事業者は約1割にとどまっています。京都産業を支える中小企業が、コロナ禍でますます加速しているビジネス環境の変化に柔軟に対応し、事業を継続・発展させていけるよう、中小企業のデジタル化をより一層促進し、ビジネスモデルの変革を進める必要があります。（出典：（株）東京商工リサーチ「中小企業のデジタル化と情報資産の活用に関するアンケート（デジタル化の取組状況）」令和3（2021）年12月）

- ④ 京都企業の海外展開を支援するため、平成30（2018）年以降、海外販売拠点である「京もの海外常設店」の開設数を拡大し、順調に販売実績を上げているところですが（令和3（2021）年：30ヶ所、670,590千円）、既製品・既存品の販売に止まり、ブランドの確立までには至っていません。「Made in Kyoto」を世界的なブランドとして確立させるため、今後は高付加価値商品の輸出拡大に取り組むことが必要です。（出典：京都府）

- 「西陣織帯地」、「京友禅・京小紋」及び「丹後ちりめん 白生地」等の生産高は、ピーク時である昭和50（1975）年頃の約2～4％にまで減少しており、新たな需要開拓のため国内外の多様な分野への販路開拓を進める必要があります。（出典：西陣織工業組合「西陣生産概況」令和3（2021）年版、京友禅協同組合連合会「令和3年度京友禅京小紋生産量調査報告書」令和4（2022）年3月、及び丹後織物工業組合「令和3年度事業報告書」令和4（2022）年5月）

- ④ 関西文化学術研究都市において、新名神高速道路や北陸新幹線等のインフラ整備により、地域のポテンシャルを生かした新たなまちづくりを進めるため、線引きや用途地域等の見直し等の都市計画変更と、アクセス向上のための鉄道等の整備が必要です。

- ⑤ 多様な企業の集積や連携により、京都産業の力をさらに伸ばしていくためには、府内の地域特性に応じた産業の企業誘致を展開していくことが重要である一方、府内全域での工業用地の不足、京都市内でのオフィス不足などが誘致の阻害要因となっています。（活用可能事業用地は41.0ha（令和4（2022）年6月末現在））さらに、少子高齢化を背景に、今後は労働力人口が加速度的に減少することが見込まれることから、立地企業における安定的な人材の確保に向けて、働きやすい職場づくりへの支援が求められています。（出典：京都府）

- ⑥ 商店街は、地域・個店とともに地域コミュニティを支えてきましたが、地域住民の消費行動やライフスタイルの変化により地域コミュニティは失われつつあります。また、来街者の減少による売上減少や店主の高齢化など、従来から地域・商店街・個店が抱える構造的課題がより顕在化しています。（出典：京都府）

- ⑦ 令和4（2022）年の8月時点で新型コロナウイルス感染症による企業活動への影響が継続していると回答した企業は7割を超えるなど、中小企業の経営環境は引き続き厳しい状況にあります。中小企業の事業継続と雇用維持を支援し、京都経済を立て直すことが求められています。（出典：（株）東京商工リサーチ「第23回新型コロナウイルスに関するアンケート調査」令和4（2022）年8月）

4年間の対応方向・具体方策

地域の特性を踏まえたテーマを設定し、国内外から起業家や関連企業が集積し、オープンイノベーションを展開する「産業創造リーディングゾーン」を府内各地に構築し、その効果を府内全域に波及させます。

- 1 西陣織・京友禅・丹後織物の3つの産地が連携し、伝統産業の魅力の再評価・情報発信を行うとともに、国内外のデザイナー、企業等との交流拠点の形成やオープンイノベーションの展開、若手職人の人材育成等により、魅力ある商品づくりを促進し、高級ファッションやインテリア等の新たな市場開拓を進めることで、世界最高レベルのシルクの染めと織りの技術を活用した世界から注目されるテキスタイルの産地の形成をめざします。
- 2 映画・映像、ゲーム、eスポーツ、マンガ、アニメなどのコンテンツ産業を育成するとともに、産学公連携による太秦メディアパークの共創拡大に向け、異業種と学び合うことができる体制の整備など、コンテンツ産業発展の核となるクリエイター人材の育成を進め、蓄積されたノウハウを生かして先端テクノロジーとの融合によるコンテンツイノベーションを創出します。
- 3 関西文化学術研究都市の未整備クラスターである南田辺・狛田地区等の開発を進めるとともに、このエリアにおいて、世界的な課題である人口増加に伴う「食」の量と質の確保などの解決に取り組む国内外の研究機関やスタートアップ企業等の集積を促進することで、オープンイノベーションの場を創出します。

オール京都体制で世界に伍するスタートアップ・エコシステムを展開するとともに、中小企業の成長を支援します。

- 次々と新たなイノベーションが生まれるスタートアップ・エコシステムを構築するため、
- ▷多言語対応ワンストップ人材交流拠点として、「京都版フォルケホイスコーレ（仮称）」を創設し、京都経済センター内でのミニセミナーの定期開催や、国内外のリサーチパークとのネットワークを活用した海外起業家向け90日間滞在型プログラム、海外スタートアップ支援拠点との相互連携事業を実施します。
- 4 ▷創業支援、販路拡大、新商品開発、事業継続などを、中小企業応援センターでトータルサポートします。
- ▷小中学生に、ロボット製作などのものづくり体験や、身近な課題を解決するアイデアを検討・実践する起業体験プログラムを提供するとともに、高校生・高専生を対象にした「起業セミナー」を開催します。
 - ▷中小企業大学校と連携し、高度人材を育成します。
- 外国人の起業におけるビザの壁、言葉の壁、人脈の壁を克服するため、
- ▷「ALL英語、オンライン、ペーパーレス」によるスマート・スタートアップビザを実現します。
 - ▷各大学と協力し、京都での起業をめざす留学生を、学生の段階から集中的に支援する「京都留学生起業家育成プログラム」を実行します。
 - ▷外国人、日本人起業家・ビジネスマン、研究者、学生らが集い、語学、ビジネス、生活等について幅広く互いに教え合う機会を提供します。
- 5 ▷京都海外ビジネスセンターに相談員を増員するなどサポート体制の強化により、4年間で外国人スタートアップ100社創出をめざす「K-IS (Kyoto International Startup) 100プロジェクト」を進めるとともに、「Startup Capital Kyoto (起業の都・京都)」を世界に向けて発信します。
- ▷府内のスタートアップ支援情報の多言語化を進めるとともに、学校、診療所、オフィス、行政機関、交流施設等で英語対応が可能な施設情報を発信するとともに、海外の起業家を迎え入れるための住まい、医療、教育、コミュニティの形成など英語で暮らせるまちづくりをめざす体制整備を進めます。
- 6 バイオファウンドリーやバッテリー、ロボット、AI・IoT等を中心とした研究開発型スタートアップ企業と大企業との提携や開発技術をまちへの実装に結び付けるなど、ビッグデータ活用プラットフォーム等のデジタル連携基盤をベースに共創、実証、社会課題解決につなげていきます。
- 7 今後、産業・教育分野において需要拡大が見込まれるVR・AR技術等について、企業活動の積極的な支援や「京都VR・AR拠点」を核とした人材育成や技術活用促進を行います。
- 8 AI・IoT等を活用して様々な課題を解決するため、支援機関のITリテラシーを向上させるとともに、農業、製造業、卸・小売業、サービス業等あらゆる産業の中小企業・小規模事業者についても、AI・IoTを活用した経営革新が進められるよう、大企業や大学、AIベンチャー等の事業者、支援機関と連携し、中小企業・小規模事業者のDX推進を支援します。
- 9 京都先端科学大学等の高等教育機関や企業との産学公連携により、次世代モビリティなどの研究開発・実証実験を促進します。
- 10 北部産業創造センターや丹後・知恵のものづくりパークを核として、技術の高度化に対応するための「ネットワーク型設計開発支援システム(CAE)」などデジタル開発支援ツールの活用や、物理的距離を解消するためのリモート制御技術の活用等により、新産業の創出に向けたオープンイノベーションを促進し、専門人材の不足など北部地域の中小企業が持つ課題解決を図りながら試作開発の高速化や技術の高度化を進めます。
- 11 中小企業と理化学研究所等研究機関や関西文化学術研究都市に立地する企業との連携や、中小企業技術センター等への計画的な最先端機器の導入等による機能強化により、中小企業の基礎研究力向上を支援します。
- 12 関係支援機関と連携した同業種・異業種間の「助け合い・連携」活動や、「新しい働き方への転換」に係る活動を促進し、業界団体の会員同士が連携して課題解決や人材不足解消のために実施する取組への支援を強化します。

- 13 企業同士がデータ、技術、ヒト、組織など様々なものをつながることで、新たな付加価値の創出や事業構造の変革、社会課題の解決をめざす「共創型ものづくり」の支援等を通じて、大企業と中小企業、あるいは中小企業同士のネットワークを生かした自立型の「草の根イノベーション」を促進します。
- 14 兼業副業人材の派遣をはじめ、大手企業と中小企業のオープンイノベーションを通じて、時代の変化に対応できる中小企業の後継者を育成します。
- 15 医療や福祉・介護・保育分野向けの新製品サービスの販路拡大支援等で構築してきた中小企業ネットワークに、ロボット・AI・IoT等のスタートアップ企業、関西文化学術研究都市や京都リサーチパーク等の研究機関・企業を加え、女性の健康や子育ての悩み・課題等をテクノロジーで解決するフェムテック分野やアバターロボットを用いた社会的弱者の社会参画等において、産学公によるオープンイノベーションによって産業化を進め、その後の社会変化にも柔軟に対応できる企業を育成するなど、将来を見据えた対策を同時に進めることにより、京都産業の持続的な発展を実現します。
- 16 「知恵の経営」実践モデル企業認証制度により、企業が持つ強みである知的財産等を生かした事業展開を支援するとともに、京都ならではの伝統産業の振興と先端産業の融合や新産業の創出など、日本のモデルとなる京都産業の育成を進めます。
- 17 府立図書館において、ビジネス支援等多様な生涯学習支援活動を進めます。

中小企業の安定した経営と産業集積に向けた事業継承を促進します。

- 18 地場産業産地、地域産業群が、技術やノウハウ等の強みを従来とは異なる切り口で活用することによりスケールアップし、地域の産業が持続できる仕組みづくりを行います。
- 19 経営者の高齢化が一層加速化することを踏まえ、全国に先駆けて取り組んできた後継者不在企業への後継者マッチングに関連する対策を強化します。
- 20 老舗企業が持つ経営哲学の伝授や自社の強み発掘（「知恵の経営」）など、事業承継の前段階における後継者不在企業・廃業意向企業と事業承継希望者の双方の意識醸成と承継準備に対する支援から、各業界団体や専門家等と連携した企業価値評価に基づくマッチング、承継後のアフターフォローまで、全段階で持続経営に向けた伴走支援をオール京都体制で行う新たな仕組みをつくりまします。
- 21 廃業した経営者の経験・技術を、後継者不足で悩む中小企業に供給するなど「再チャレンジマッチング支援」を実施します。
- 22 人材・人手不足の状況を踏まえ、事業内容が類似する既存の中小企業同士のM&Aや新しいスタートアップ企業によるM&Aなど、新しい受け手とのマッチングを行います。
- 23 企業の経営改善や構造改革を行うため、専門家派遣による経営相談機能や府内各地に構築した、金融機関、経営支援機関が一体となった伴走支援体制を維持するとともに、有効な支援策や成功事例の共有化を図ることで、支援ネットワークを強化し、支援機能の底上げを継続することで、厳しい経営環境にある中小企業の事業継続を支援します。

伝統産業について、分業体制の再構築等、事業の継続を支援するとともに、次世代のライフスタイルに合った新商品開発や海外販路開拓を支援します。

- 24 「伝統産業ビジネス新拠点・Kyoo-Densan-Biz（仮称）」を設置し、伝統産業事業者の成長・発展を総合的に伴走支援します。
- 25 京都の伝統産業の根幹をなす伝統文化の魅力を発信するとともに、伝統産業を持続可能で次世代のライフスタイルに新たな価値を付加する「生活文化提案型産業」として再構築し、伝統産業の技術や素材を生かした他産業との交流・連携による商品開発や市場開拓、並びに商談等ができる人材育成を支援します。
- 26 「堀川新文化ビルディング」等を活用し、伝統産業の展示や職人等の交流を促進することにより、アート&クラフトの創造・発信を強化します。

- 「Made in Kyoto」の世界ブランド化をめざし、伝統産品やインテリア向け素材等を販売する高付加価値型常設店舗（Kyoto Concept Shop）の新設など、府内産品の販売拠点である「京もの海外常設店」の設置拡大に取り組むとともに、「京都海外ビジネスセンター」において、事業者、商社、職人、支援機関等が幅広く参加するネットワーキングを拡充するなど、海外ビジネスに進出しやすい環境を引き続き整備し、輸出拡大を進めます。
- 27
- 京もの海外常設店の販売データを収集、各国・地域消費者の嗜好を分析し、府内事業者にフィードバックすることにより、マーケットイン型の商品開発を支援します。
- 28

関西文化学術研究都市について、「研究開発・産業の推進」「文化・学術・芸術・教育の振興」等を行い、「超快適スマート社会」の実現による持続可能な発展をめざす都市づくりを進めます。

- デジタル田園都市国家構想を踏まえ、関西文化学術研究都市に立地する大学や学術研究機関等の産学公住が連携して、デジタル技術やビッグデータを活用することにより、地方の社会課題解決につながる産業を生み出し、地域に暮らす人々が幸福を感じる「サステナブルスマートシティ」の実現をめざします。併せて、学研都市の成果を相楽東部にも展開し、未来技術が実装された都市と田園が共存する地域をめざします。
- 29
- けいはんなグローバルアクセラレーションプログラムプラス（KGAP+）等の活動で培われたネットワークを展開し、世界のイノベーション拠点と国内外のスタートアップ企業が、関西文化学術研究都市の強みである実証実験機能や最先端技術を活用しながら、府域の企業等と協業して行うオープンイノベーションを促進します。
- 30
- 「けいはんなロボット技術センター」等を活用し、次世代ロボット技術の研究開発を進めるとともに、研究機関や大学等との連携により、AI・IoT、iPS等先端技術を活用して、健康・医療、環境・エネルギー、スマート農業等、新産業創出や中小企業の支援を強化します。
- 31
- 2025年日本国際博覧会（略称「大阪・関西万博」）の開催に合わせ、「偉人・賢人アバターとの会話」や「空飛ぶサービス」、「VRを使った歴史ツアー」など、科学技術と文化学術が融合した体験型イベントを一体的に実施し、暮らしの中で文化・学術・研究の成果を感じられる機会を創出するなど、スマートシティの取組を促進します。
- 32
- けいはんなオープンイノベーションセンター（KICK）において、国際戦略総合特区の中核として、関西文化学術研究都市の研究開発・社会実証フィールドとしてのポテンシャルを生かした産学公連携によるオープンイノベーションの取組を進めます。
- 33
- 関西文化学術研究都市の主要駅からの二次交通や近隣都市、関西国際空港とを結ぶ公共交通サービスを充実させます。
- 34
- 京都大学附属農場における自然エネルギー利用型農業モデルの構築や府立大学精華キャンパスを植物の栽培・育種から食品加工、機能性の分析・評価、スマート農業に至るまでの産学公連携バイオ研究拠点にするなど、グリーンイノベーションの取り組みを進めます。
- 35

府内総生産を向上させるため、事業用地の確保と活力、魅力あふれた産業集積を進めます。

- 市町村と連携した土地利用計画の見直しなどにより、新たな事業用地の創出に取り組むとともに、企業立地促進条例の特定産業集積促進制度の活用などにより、京都舞鶴港を核とした北部地域における物流関連企業をはじめ、太秦メディアパークなど京都市等の地域における映画関連産業といった各地域の特性に応じた企業誘致を「京都府用地バンク」での情報発信などを活用しながら戦略的に進め、新産業・成長分野等の産業集積を促進します。
- 36
- 子どもが元気に遊び回ることができる公園や子育て中の方がテレワークできる機能等を有した「子育てにやさしい企業団地」の整備を進めるとともに、働きやすい職場づくりに取り組む企業の立地に対する重点的な支援等を行い、子育てにやさしい企業等の集積を促進します。
- 37

地域、福祉団体、企業、大学生など多様な主体のネットワーク化により、商店街やコミュニティ等の活性化を進めます。

38 商店街と地域活性化やまちづくりに関わる団体、企業及び大学生等との連携による個々の商店街の強みを生かしたオーダーメイド型の伴走支援を行うとともに、商店街や個店のDX化を促進し、高齢者や子どもの見守り、子育て世代への支援等、地域の期待を実現するための取組を行う商店街を支援します。また、小売・サービス業におけるDXを活用した経営革新を促進し、ネットとリアルを組み合わせることで全国にファンづくりを行うなど、魅力的なモデルとなる個店を創出します。

39 地域で想いを持って続けてきた商店街・個店が、自らの社会的価値を消費者に発信し、認知してもらうために行う取組を支援するとともに、地域コミュニティを支える地域・商店街・個店の共通課題である商店街の空き店舗について、チャレンジショップやサテライトオフィスの設置など、商店街が市町村と連携して実施する取組を支援します。

厳しい経営状況にある府内中小企業の事業継続を支援します。

40 感染症の拡大や国際情勢の悪化等により、府内中小企業の事業継続に多大な影響が及ぶ場合には、企業の経営を守る緊急的な対策を速やかに講じるとともに、その後の社会変化にも柔軟に対応できる企業の育成等、将来を見据えた対策を同時に進めることにより、京都産業の持続的な発展を実現します。

2040年に実現したい姿

【観光と地域社会との共生】

- ⑦ 人と地域の交流を通じて、「訪れてよし」の京都の魅力を創造するとともに、地域社会と観光の共生により暮らしやすい「住んでよし」の環境をつくることで、地域・観光客・住民の満足度が向上し、サステナビリティ（持続可能性）が高い地域が実現しています。

【一人ひとりのニーズに合致した満足度の高い観光が実現】

- ① 「モノからコトへ（消費から体験へ）」、更には「今だけ・ここだけ体験」など、世界最先端の観光時流を的確に捉え、世界有数の体験型観光のモデルになるとともに、外国人を含めた京都市内を訪れる観光客に、府域の観光情報が適切に伝わり、「京都市+府域+近隣府県」という周遊・滞在型観光が、京都府観光の定番として定着しています。

【観光を入り口とした地域経済の活性化と京都産業全体の好循環が創出】

- ⑦ 観光客にとって魅力的な観光コンテンツが次々に創出され、地域で活躍する小規模な観光事業者やガイドも含め、観光産業が若者にとって人気の業界であり続けているとともに、観光産業の発展が、地域の経済・雇用・文化・環境など様々な分野の好循環を生み出しています。

現状分析・課題

- ⑧ コロナ禍において観光による交流は大きく落ち込み、令和3（2021）年の府域の観光入込客数は令和元（2019）年比約83%となっています。長い歴史の中で培われた生活文化や人と自然との共生など、京都が持つ「本物の魅力」をかけあわせて新しい価値を創出し、府域への誘客を進め、地域に賑わいを生み出す交流を促進するとともに、「地域」「住民」「観光客」のニーズに対応し、地域と調和のとれた「持続可能な観光」の実現をめざすことが重要です。（出典：京都府）

- ⑥ 令和3（2021）年の観光客に対する満足度調査によると、京都府の観光客のうち77%が「満足」と好意的に評価していますが、「たいへん満足」と積極的に評価しているのは13.7%程度にとどまっているため、観光客の満足度を更に高め、その地域への再来訪や長期滞在にまでつなげられるよう、地域資源の磨き上げを担う人材育成の強化が必要です。（出典：京都府）

- ③ 全国におけるDXの取組状況を業種別にみると、全体では約45%の企業が実施していますが、宿泊業・飲食サービス業では約16%に止まっており、観光産業ではICT技術を活用した作業の効率化やデジタルデータの集積が十分に進んでいない状態です。京都府の観光産業全体のDX化を促進するため、府全域のデータ収集・分析を行うとともに、それらの利活用やマーケティング力の強化に向けた人材育成が必要です。（出典：総務省「デジタル・トランスフォーメーションによる経済へのインパクトに関する調査研究」令和3（2021）年3月）

4年間の対応方向・具体方策

地域と様々な分野をかけあわせた新しい価値を創出します。

- 1 人と地域、他産業との交流により創出される新たな価値（魅力）の磨き上げやターゲット層のニーズを踏まえた情報発信、新たなビジネスモデル開発の支援などにより、交流を通じた地域の魅力の保存・活用を促進します。
- 2 2025年日本国際博覧会（略称「大阪・関西万博」）期間中に開催されるMICEの誘致強化や、府内各地の食や文化などの魅力発信、府内を周遊するツアー造成の支援などにより、万博を契機に府内各地域で人と様々な分野との活発な交流を生み出す取組を進めます。
- 3 光や映像を用いた賑わい創出イベントの府域開催や、ナイトカルチャーの創出等、府域への広域周遊や滞在型観光を促進します。

4 国宝等文化財建造物の特別公開と府域の観光コンテンツを組み合わせた観光商品の造成や、丹後・山城郷土資料館、京都文化博物館、京都府立植物園、美術館などを観光拠点施設として位置付け、府内各地における文化資源の魅力や観光事業者と連携した、京都文化の学びにつながる文化観光の新しい楽しみ方を発信するとともに、「アートツーリズム」の普及を進め、地域の歴史伝統文化から着想したデジタルアートの展示等を実施します。

5 大学や企業と連携した国際MICE施設などの基盤整備や既存施設の活用促進による、府域へのMICEの誘致を促進するとともに、規模の大きな会議だけでなく、小規模な会議・招聘旅行や、農家民宿などの地域資源を活用した多様なMICEを府域へ誘致します。

6 工場や伝統工房、野菜の収穫等農業・農山漁村体験、アウトドアスポーツ等、多様な地域資源を観光に活用するとともに、MICEや観光を契機としたビジネス創出など、地域産業の発展に資する取組を進めます。

地域と調和した持続可能な観光づくりを進めます。

7 地域の「食」の魅力や認知度向上に取り組むとともに、「食」に関するコト消費を促進するための体験商品づくりや、地域の「食」の拠点となる「食の京都TABLE」を整備し、いちおし食材の発掘・磨き上げを行うことにより、観光客が「食」を目的に府内を周遊する「食の観光」に取り組みます。

8 令和3（2021）年3月に設立した「地域づくり京ファンド」等を活用し、地域と外部の様々な専門知識を持った事業者等が一体となって、保存・活用価値の高い歴史的資源（伝統的建造物・古民家等）を生かした宿泊施設群を整備し、「訪れたいくなる」、「住みたいくなる」、魅力ある地域づくりを進めます。

9 京都府観光連盟が観光関連産業を支える人材育成やデジタル変革の分野で中核的役割が果たせるよう、観光庁のDMO登録をはじめとする機能強化を行い、府内の市町村やDMOなど多様な関係者と連携しながら、持続可能な観光づくりを進めます。

京都府の観光産業全体のデジタル変革に向けて、ビッグデータの利活用やデジタル活用のための環境整備を進めます。

10 人流、ロコミ、宿泊予約データ等の観光データの収集・分析により、観光ニーズにあったプロモーション等を行うことで、効果的な誘客を展開します。

11 VRによる紅葉シーンの通年体験やメタバース空間での京都の魅力体験など、京都の持つ文化や自然などの「本物」の魅力とデジタル技術を融合させた観光サービス・コンテンツを提供し、新たな観光需要を創出します。

well Beingで持続可能な観光産業への転換をめざし、観光関連産業を支える人材を確保・育成します。

12 「京都観光アカデミー」を創設し、教育機関や経済団体等と連携した研修メニューの提供により、データに基づく戦略的な判断で観光サービスの向上・効率化を促進できる人材、地域や多様な事業者との協働により人と地域との交流を創出できる人材など、今後の京都観光を牽引する人材を育成するとともに、受講者や企業間のネットワークづくりを支援します。

13 関西広域連合等の他機関とも連携し、一定の語学力や京都府観光の専門知識を有するなど、外国人観光客等の多様なニーズに対応できる有償ガイドを育成します。

観光客が繰り返し訪れたいくなる、京都の「本物の魅力」を広く情報発信します。

14 京都市、(公社)京都市観光協会との連携による、寺社、自然、美術館・博物館、動物園・植物園など、同じテーマで、京都市と府域が持つ異なる魅力を組み合わせた旅行商品造成やプロモーションを展開します。

15 大河ドラマや食の京都などの取組を通じて構築したメディア等関係機関との連携体制により、広域的なプロモーションや観光地域づくりを展開し、府域観光の魅力を発信します。

16 京都総合観光案内所（京なび）、京都府観光案内所・東京（TIC TOKYO）及び府内の観光案内所等との広域ネットワークにより、情報発信を強化します。

- 17 兵庫県、三重県、福井県等と連携した地域の食材や食文化のブランド化に取り組む「御食国・和食の祭典」や、鳥取県・兵庫県と連携した山陰海岸ジオパークでの英語表記付き観光案内板や休憩施設の整備による観光客の受入体制の強化など、府県を越えた広域連携により魅力を発信します。
- 18 山城地域に隣接する府県や交通事業者等との連携により、広域エリアの魅力を発信します。
- 19 地域の観光関係者、旅行会社やメディアと構築したネットワークを活用し、「文化」や「食」などの京都の魅力あるコンテンツを継続的に情報発信します。

観光事業に関するインフラ整備や地域資源を観光資源として活用するビジネス化を支援し、観光による交流を生み出す環境整備を進めます。

- 20 高級ホテル、オーベルジュ、古民家等歴史的資源を活用した宿泊施設など、地域の状況に応じた宿泊施設の立地を促進します。
- 21 農山漁村が有する地域資源を活用した魅力ある観光コンテンツを磨き上げ、地域丸ごと滞在施設化するなど、「農泊」を特徴的なコミュニティビジネスとして展開します。
- 22 いわゆる民泊（住宅宿泊事業の届出施設・簡易宿所）の指導又は助言を行うとともに、小規模な宿泊施設と地域の観光資源との連携を強化します。
- 23 関西国際空港・伊丹空港、京都駅、京都舞鶴港、その他関西地域の交通の拠点と、府域の主要な観光地とを結ぶ交通基盤の整備や、交通系ＩＣカードの導入促進など、観光客にとって利便性の高い交通環境を整備します。
- 24 国内外から全ての観光客が安心して快適に滞在でき、高い満足度が得られるよう、ユニバーサルデザインに対応した環境を整備します。
- 25 宿泊施設や交通機関での災害情報や観光関連施設情報の周知・案内を徹底します。
- 26 外国人観光客が安心して受診できるよう多言語対応可能な医療施設等に関する情報提供の拡充を行います。
- 27 観光地を自転車で巡ることができるよう、府内の地域資源をつなぐ周遊コースの設定や誘導ラインの整備とともに、近隣府県と連携した広域的なサイクルルート網の形成、交通事業者と連携したサイクルトレインの実施、自転車利用者向けの宿泊施設やサポート施設の情報発信などにより、サイクルツーリズムを進めます。

国や客層ごとの嗜好に応じたインバウンドの誘客を進め、人と様々な分野との交流を拡大し、地域経済の発展につなげます。

- 28 重点市場に選定した「欧米豪市場」について、歴史・文化等の注目度が高いテーマ性をもった観光素材を発掘するとともに、ICTを活用したプロモーションなどにより今後高まると予測されるインバウンド需要を積極的に取り込み、費用対効果の高いアプローチを実施します。
- 29 SNSやWeb広告等のデジタル媒体を活用し、引き続き「旅マエ」・「旅ナカ」・「旅アト」の旅行シーンごとに求められる情報を提供するとともに、海外拠点を生かした分析・発信を行います。

2040年に実現したい姿

【労働の需給バランスが確保され誰もが充実した職業生活が送れる社会】

- ㉞ 労働需給のバランスが確保され、安定した多様な働き方が実現しています。
- ㉟ 若者、中高年齢者、女性、障害者、外国人労働者などの誰もが意欲的に働くことができる魅力ある職場づくりが進み、充実した職業生活が実現しています。

現状分析・課題

- ㉠ 府内の有効求人倍率は、最低を記録した平成21（2009）年度の0.51から令和3（2021）年度では1.09と持ち直し傾向にあるものの、求人数に対する求職者数が依然として高水準にあるため、雇用の確保、就業の支援による労働の需給バランスが整った環境づくりが必要です。（出典：京都労働局「京都府の雇用失業情勢」令和4（2022）年4月）

- ㉡ 府内の非正規雇用労働者の割合（人数）は、平成24（2012）年度の41.8%（435,000人）と比較すると平成29（2017）年度は42.5%（469,500人）と0.7ポイントの増加、うち就職氷河期世代など、正社員として働ける機会がないために非正規で働いている者、いわゆる、不本意非正規雇用労働者の割合は11.7%（平成29（2017）年度）を占めており、雇用の安定や公正な待遇を確保するため、正社員としての就職や不本意非正規雇用労働者の正社員化に向けた対策が重要です。（出典：総務省「就業構造基本調査」平成29（2017）年10月）

- ㉢ 雇用のミスマッチ等による新規就職者の3年以内離職率は、高卒は36.9%、大卒は31.2%（ともに全国数値）と高止まりしており、若者の人材確保・職場定着のため、適正な労働条件や人材育成など、就労環境の改善に向けた対策を講じるとともに、速やかな再就職支援の仕組みを構築することが重要です。（出典：厚生労働省「新規学卒就職者の離職状況」令和3（2021）年10月）

- ㉣ 府内では大学生数が多いにもかかわらず、府内大学生が府内で就職する割合は18.6%（令和3（2021）年度卒）と低く、京都で学んだ学生の府内就職を促進するため、京都企業との交流や職業体験の機会を創出するなど、府内企業への就職に向けた効果的な動機付けを行う取組が必要です。（出典：京都府）

- ㉤ 京都府若者の就職等の支援に関する条例に基づき、ひきこもり等により就職の難しい若者を対象に行った支援については、平成27（2015）年度から令和3（2021）年度までの7年間で、393人であり、うち286人が就職に結び付いていますが、就職困難な若者は依然として多数存在しており、引き続き支援をしていく必要があります。（出典：京都府）

- ㉥ 府内民間企業における障害者実雇用率は、平成29（2017）年で法定雇用率2.0%を上回る2.07%でしたが、法定雇用率が令和3（2021）年3月に2.3%へ引上げられ、障害者雇用率が未達成となっている（令和3（2021）年：2.28%）ことから、障害者実雇用率の増加に向けた企業への積極的なアプローチや、就労環境の改善が必要となっています。（出典：厚生労働省「令和3年障害者雇用状況集計結果」令和3（2021）年12月）

- ㉦ 府内の外国人技能実習生数は、新型コロナウイルス感染症拡大による出入国制限の影響により、ピークである令和2（2020）年10月末時点の5,372人と、令和3（2021）年10月末時点の4,863人では、1割程度減少していますが、将来的に技能実習生の増加が予想されることから、技能検定試験の体制整備を進める必要があります。（出典：厚生労働省「外国人雇用状況の届出状況」令和4（2022）年1月 他）

- ⑥ 「デジタル時代のスキル変革等に関する調査報告書」によれば、DXに取り組んでいると回答した企業の割合は、53.2%と半数を超えたものの、IT人材が「大幅に不足している」、「やや不足している」と回答した企業が合計で9割を超えており、デジタル知識・能力を身につける実践的な学びの場を提供するなど、IT人材の育成・確保に向けた取組が必要です。（出典：（独）情報処理推進機構「デジタル時代のスキル変革等に関する調査」令和3（2021）年4月）

- ⑦ 労働力人口に占める65歳以上の者の比率は、平成27（2015）年の11.3%が令和3（2021）年には13.4%（全国数値）と年々上昇しており、人生100年時代を見据えた、生きがいを感じ、働き続けることができる社会を実現するため、リカレント教育の充実や個々の能力を生かせる企業とのマッチング機能を強化することが必要です。（出典：内閣府「令和4年版高齢社会白書」令和4（2022）年6月）

4年間の対応方向・具体方策

産業施策と一体となった雇用を創出するとともに、働き方の多様化やライフスタイルの変化を踏まえた誰もがいきいきと働ける環境づくりを進めます。

- 1 京都府生涯現役クリエイティブセンターにおけるリカレント教育の取組等を通じて、成長・新産業分野等において中小企業等が求める人材を育成し、スキルアップやスキルチェンジなど、人への公共投資を進めることにより、業種・職種・地域を超えた人材移動を促進するとともに、成長・新産業分野等で活躍する人材を確保します。
- 2 高度・専門・経験・積極人材などの多様な人材や柔軟な働き方を求める企業及び働く方々のニーズを的確に捉え、一元的に把握し、人材育成から労働移動を含む就業までシームレスに支援するための「京都産業人材開発・育成センター（仮称）」の設置に取り組みます。
- 3 PBL手法を取り入れた学生の中長期の有償型職場体験（就職トライアル）等の実施を支援することにより、課題解決を通じて業界について学び、企業理解を深めることで、魅力ある府内企業への若年世代の就職につなげ、京都産業人材を確保します。
- 4 京都ジョブパークの機能を強化し、アウトリーチ型就業支援メニューを提供するなど、景気の影響等を受けやすい非正規雇用女性等や就職氷河期世代をはじめとする、働きづらさを感じている方の「働きたい」気持ちに寄り添った就業支援を実施します。
- 5 教育機関と連携し、高校卒業時や大学低回生からのキャリア教育を促進するとともに、「3年の壁・再チャレンジプロジェクト」として、新卒3年以内の早期離職者に向けたカウンセリングやインターンシップ、必要な研修会を実施するなど、ブランクを空けない職業復帰を支援し、雇用の安定を確保します。
- 6 採用力・定着力の向上や就労環境整備、多様な働き方制度の促進など、中小企業の雇用の安定に向けた取組を進めます。また、高度人材の確保に向け、AIやIoTの活用等により、「京都お仕事マッチング診断ジョブこねっと（ジョブこねっと）」に登録された求職者に対して、企業から積極的にアプローチするなど、マッチング機会を拡大します。
- 7 正規雇用を希望しながら非正規で働く方へ、必要に応じたスキルアップ支援をするとともに、中小企業の経営者の意識改革・働き方改革を支援し、正規雇用に向け、京都ジョブパークや産業雇用安定センター、京都府生涯現役クリエイティブセンターなどが連携して開催する京都ジョブ博等により、求職者と企業とのマッチングを促進します。
- 8 中小企業の人材確保と従業員の定着及び奨学金を返済する働く若者の負担軽減を図るため、中小企業応援隊や経済団体をはじめとした関係機関と連携し、奨学金返済支援制度の普及を促進します。また、制度導入企業を「京都ジョブナビ」に掲載するなど、企業の魅力発信を支援します。
- 9 「京都ジョブナビ」や「ジョブこねっと」等各種サイトを活用した企業の情報発信の強化や、「中小企業人材確保推進機構」において、京都ジョブ博の開催等により、企業と求職者の出会いの場を創出するなど、中小企業の人材確保を進めます。

- ひきこもりからの自立を促進するため、脱ひきこもり支援センターを中心に、市町村や民間支援団体、京都ジョブパークと協働・連携し、早期支援体制の構築、訪問・相談支援を実施するとともに、中間的就労から一般就労への段階的かつきめ細かな就労支援など、社会的自立支援を実施します。

就労環境の改善・整備により、多様な人々が柔軟で働きやすい環境づくりを進めるとともに人材育成を強化します。

- 11 京都府生涯現役クリエイティブセンターにおいて、府内の大学や経済団体等が参画した新たなプラットフォーム組織「京都府リカレント教育推進機構」と連携しつつ、相談からリカレント教育、就労や実践の場とのマッチングなど、トータルにコーディネートするとともに、若者から高齢者までのあらゆる世代や女性に向けたリカレント教育の機会を提供することにより、生涯現役で活躍するための支援の強化に取り組みます。
- 12 関係教育機関と京都産業の人材育成に取り組むため、「京都リカレント研修センター（仮称）」の拠点化を進めます。
- 13 オンラインやメタバース等の技術を活用し、時間や場所を問わない学び直しの機会を提供する、「京都版ミネルバ大学」の開設に取り組みます。
- 14 国や経済団体、大企業、教育機関等と連携し、デジタルの知識やスキルについて学べる機会を提供する仕組みづくりを行うとともに、デジタル化に取り組む企業のコンサルティングや人材確保を支援するほか、太秦メディアパークにおけるメタバース時代のマルチコンテンツ制作人材の育成や、情報産業業界と連携した情報セキュリティスキルの向上支援など、デジタル社会への対応に向けた取組をオール京都体制でサポートします。
- 15 健康・医療や脱炭素等の社会課題解決を通じた新たな産業創造に、分野横断で取り組むクリエイティブ人材の育成に向けて、産学公連携のオール京都体制で取り組みます。
- 16 子育てにやさしい職場環境づくりを提供するビジネスモデルとして、子連れコワーキングスペースの設置など「子育てにやさしい職場環境づくりサービス」の創出を支援します。
- 17 「留学生創業支援センター（仮称）」を創設し、京都ジョブパークや留学生スタディ京都ネットワークとの連携のもと、京都に集まる留学生が、京都に残って活躍できるよう支援します。
- 18 「産学公連携海外人材活躍ネットワーク」において、研究者等の高度外国人材や介護・農業など特定技能者等の外国人、留学生が安心して活動し暮らせるための受入体制を構築し、人材確保から働き続けられる環境整備の支援、インターナショナルスクールの誘致や居住環境面の相談、地域の多文化共生まで、ワンストップで支援します。
- 19 京都府テレワーク推進センターを拠点に経済団体などと連携し、若者、中高年齢者、女性、外国人及び障害者等、一人ひとりがその意思や能力などの個々の事情に応じた多様で柔軟な働き方を選択できるよう、サテライトオフィスやテレワーク、時間単位の年休制度の導入支援等、働きやすい環境づくりを進めます。
- 20 ブラック企業、ブラックバイトの根絶に向け、中小企業等を対象に、セミオーダー型の「誰もが働きやすい職場づくりに向けたセミナー」を開催し、経営者や従業員に向けたワークルールや多様な働き方等の理解を促進します。
- 21 府内建設産業の維持発展に向けて公共事業を計画的に執行するための安定的・継続的な予算の確保と原則府内発注に努め、雇用創出につなげるとともに、DXをはじめとする生産性向上の取組などを通じた働き方改革や、インターンシップ、ICT活用現場見学会の実施などによる魅力発信により、担い手確保を進めます。
- 22 職場におけるハラスメント対策の周知啓発や、多様性を受け入れる環境整備等についての理解を促進します。
- 23 首都圏・近畿圏・府内大学と締結した就職支援協定に基づき、京都産業や京都企業の魅力を大学へ発信することにより、京都企業への就職を促進するとともに、京都企業自体が京都で学んだ学生を積極採用する仕組みを構築します。
- 24 京都障害者雇用企業サポートセンターにおいて、企業の取組状況に応じた業務の切り出しや職場環境改善、障害者雇用の好事例の紹介など、関係機関との連携により一貫した伴走支援をオーダーメイド型で展開し、法定雇用率達成企業割合の増加をめざします。

- 25 「京都はあとふる企業」認証企業の好事例や、障害者雇用をきっかけとした業務手順の見直し、組織全体の最適化につながることを広く紹介し、障害者雇用の有効性をアピールするとともに、勤務形態の多様化など、働きやすい職場環境づくりを通じて、障害者を安定して雇用することができる環境づくりを進めます。
- 26 府庁職員・学校の教職員への障害者の雇用を進めます。
- 27 AIやIoT等を活用した超スマート社会の到来など社会経済情勢の変化を踏まえ、「知（地）の拠点」にふさわしい新生・京都府立大学に向けた学部学科再編と教育研究環境の充実・整備により、地域・産業を担う人材育成に取り組みます。
- 28 大学の「知」と学生の「力」を結集し、地域で発揮できる環境づくりを促進するため、「地域共創型大学連携」の場を構築し、府内外の大学との連携を強化するとともに、大学・学生と地域団体や企業、市町村とのマッチングの支援、府や市町村の事業に学生等が参画する仕組みづくり等を通じて、地域や地域産業を担う人材育成に取り組みます。
- 29 企業等と密接に連携し実践的な職業教育を行う職業実践専門課程を有する専門学校を支援し、若手人材の京都府内への就職・定着を促進します。
- 30 府立高等技術専門校において、社会のDX化を見据えたデジタル技術の習得など、産業構造の転換や社会環境の変化に即した職業訓練を通じて、人材育成を強化します。

2040年に実現したい姿

【京都の農林水産業が魅力ある職業として確立】

- ⑦ 京都の農林水産業が、新規就業を志す者にとって“農林水産業をはじめなら「京都府」で”とあこがれの地になるとともに、次代を担う若者にとって魅力ある職業となっています。

【京都産農林水産物が世界ブランドとして確立】

- ⑧ 京都産農林水産物が、府内や首都圏だけでなく、京都を訪れる多くの外国人をはじめ世界から愛されるブランドとなり、日本・京都が誇る「和食」とともに世界のフードシーンで確固たる地位を築いています。

【中山間地域における営農環境が次世代に継承】

- ⑨ 中山間地域における営農環境や集落活動が維持され、南北に細長く多様な気候と地形がもたらす多様性ある京都府の農業が、次世代に着実に引き継がれています。

【森林が適正に管理され府内で利用される木材の大半が府内産に移行】

- ⑩ 森林が適切に管理されるとともに、CLTなど多様な木材需要が創出され、府内で利用される木材の大半が府内産木材となっています。

【食の安心・安全が確保され食文化が浸透した暮らしが実現】

- ⑪ 府民や府内を訪れる国内外からの観光客が、常に安全な食品や食事を安心して選択できるとともに、府民が府内産の食材や長い歴史の中で培われた京都の食文化に愛着と誇りを持ち、食を大切にする気持ちが育まれています。

現状分析・課題

- ⑫ 流通・消費市場の変化、気候変動の激化、ICT活用等スマート技術開発の進展、コロナ禍による社会情勢の変化など、高度化・複雑化する農林水産業の技術的課題に対応した研究開発を進める必要があります。

- ⑬ 京都府では、中山間地域が約65%を占め全国と比べても経営規模の拡大が困難であるため、これまで京野菜の生産とブランド化を継続的かつ重点的に振興し、野菜が農業産出額の第1位(約39%)を占め、米を大きく上回る品目として発展しており、今後はコロナ禍による消費者ニーズの多様化に対応した新たな価値を創造・付加するなど、近年増加傾向にある中食・内食等実需との連携や6次産業化等、新規需要の創出が必要となっています。(出典：農林水産省「令和2年農業産出額及び生産農業所得」令和3(2021)年12月)

- ⑭ 令和12(2030)年には、令和元(2019)年と比べ、国内人口が約5%減少する一方、世界人口は約11%増加する予測があることから、国内の食市場の縮小を見据え、人口の拡大が続く世界市場への展開が必要です。(京都府の農林水産物・食品の輸出額5億円(平成27(2015)年)→16億円(令和2(2020)年)) (出典：国際連合経済社会局「世界人口推計 2019年版」令和元(2019)年7月、及び京都府)

- ⑮ 抹茶ブームに伴い、てん茶へのシフトが加速する宇治茶については、他産地との競争激化や茶園面積の減少、さらにはコロナ前に比べ、てん茶の生産量が約26%減少するなどの急激な需要減少を踏まえ、将来を見据えた生産戦略の構築が必要です。荒茶生産額(平成20(2008)年→令和2(2020)年：てん茶：約34億円→約27億円、煎茶：約22億円→約8億円)荒茶生産量の割合(平成20(2008)年→令和2(2020)年：てん茶：約24%→約48%、煎茶：約30%→約17%) (出典：京都府)

- 農林水産業の従事者は、平成12（2000）年からの20年間で農業が約63%、林業が約62%、漁業が約42%減少していることから、意欲ある担い手の確保・育成、さらにはスマート技術の現場実装を進め、作業の省力化や収益力の向上などにより持続可能な農林水産業を確立する必要があります。（出典：農林水産省「農林業センサス」令和3（2021）年4月）

- ① 京都府の耕地面積は平成26（2014）年から令和2（2020）年で、31,200haから29,800haに減少したのに対して、荒廃農地は3,055haから3,129haに増加しており、そのうち再生困難な農地は2,714haと荒廃農地の約86%を占めています。このため、農地の荒廃を防止して耕地面積を確保するとともに、再生困難な農地については非農地として位置づけ、土地利用を見直していく必要があります。（出典：農林水産省「令和2年作物統計調査」令和3（2021）年2月、及び「令和2年荒廃農地調査」令和3（2021）年12月）

- ⑤ 野生鳥獣による農作物の被害金額は、平成20（2008）年度の7億4,400万円から、令和2（2020）年度は2億4,900万円と、約33%に減少しているものの、営農意欲の減退に加え、生活環境にも影響を及ぼす深刻な問題となっていることから、一層の捕獲対策の強化や狩猟者の育成、さらにはジビエ利用の推進が必要です。（出典：京都府）

- ④ 京都府の約8割を占める定置網漁を中心とした、過去10年間（平成23（2011）年から令和2（2020）年）の漁獲量は、9千トンから12千トンの間で大きく変動していることから、漁業者の経営安定を図るため、ブランド養殖魚の生産拡大など、「つくり育てる漁業」の推進が必要です。（出典：京都府）

- ① 森林資源は、毎年の木材利用可能量が約40万m³増加するものの、林業労働者の減少などにより木材生産体制が整っておらず、迅速な増産が不可能であるため、伐採・搬出され利用されるのは約15万m³程度にとどまっており、世界的な木材価格の上昇（ウッドショック）など、国産材の需要の高まりを機に、木材生産基盤の強化や、川上から川下まで長期的に安定した取引ができる仕組みを構築し、森林資源を適切に循環させる必要があります。（出典：京都府）

- ① 朝食を食べない子どもの増加（朝食を食べない子ども：平成26（2014）年小学生13.4%、中学生18.8%→令和3（2021）年小学生15.7%、中学生20.0%）など食生活の乱れへの対応や、食品ロスの削減（府内食品ロスの発生量：令和元（2019）年11.5万トン）に向けた食育の強化が必要です。（出典：文部科学省「全国学力・学習状況調査」令和3（2021）年8月）

- ⑤ 改正食品衛生法に基づき、令和3（2021）年から義務化されたHACCPについて、全国の事業者の導入状況は令和3（2021）年度で61.9%となっており、全ての中小食品事業者が適切に運用できるよう、継続的にきめ細かなフォローアップを行うことが必要です。（出典：農林水産省「令和3年度食品製造業におけるHACCPに沿った衛生管理の導入状況実態調査」令和4（2022）年6月）

- ① 近年増加傾向にある豚熱や鳥インフルエンザを始めとする家畜伝染病については、「予防」と、発生時の「早期の発見及び通報」、「迅速かつ的確な初動対応」が必要であることから、家畜伝染病防疫体制を確保するとともに、「京都府飼養衛生管理指導等計画」等に基づく対策を徹底する必要があります。（出典：農林水産省「豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針」令和2（2020）年7月、及び「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」令和2（2020）年7月）

4年間の対応方向・具体方策

京都の食文化を支える農林水産業の新展開のため、先端技術の実装による生産性の向上、異業種連携等の推進、マーケットニーズに応じた経営多角化など、成長産業化を進めます。

- 1 農林水産業の担い手不足、中食需要の拡大、健康や環境への消費者ニーズの変化等を踏まえ、スマート農業などの生産技術、機能性成分を効率的に摂取できる食品加工技術、広域的な市場流通のための鮮度保持技術などの最先端技術に、京都の食文化を融合させる京都ならではのフードテックを府内の農林水産業・食品産業に展開する「京都フードテック構想（仮称）」を推進し、付加価値の高い農産品や加工食品を開発します。

- 農林水産技術センターを再編整備し、機能性品種の開発や産学公連携・分野横断型の研究推進機能を強化することで、小規模・多品目栽培を特徴とする京都府農林水産業の実情にあったロボット・AI等先端技術の活用など、次世代農林水産業の創出に必要な技術開発と速やかな実装・普及を図るとともに、新たに、機能性食品等の加工研究の推進体制を構築し、食関連企業との共同研究の拠点を整備します。
- 2
- 京都府の産地条件や栽培品目に適した減化学肥料・農薬による栽培や有機農業などの技術確立、規格外の農産物も有効に活用できる中食等の開発、包装資材の簡素化や脱プラスチック化など、生産、加工・流通の各段階の環境にやさしい取組を進め、環境負荷軽減と収益性の向上を両立した農林水産業・食関連産業を育成します。
- 3
- 地域の実情に応じてAIやIoTによるセンシングデータに基づく農業、漁業、養殖業及び家畜の生産管理や、森林の境界情報及び木材情報の見える化等の取組を本格化させるとともに、ロボットを活用した生産活動の自動化を進めます。
- 4
- 農業・林業大学校や海の民学舎等において、担い手を育成・確保するため、AIやロボット技術等を活用した生産や、データに基づく経営管理を学ぶ講座の開設など、カリキュラム改革を進めるとともに、若手農林漁業者と若手企業人材等との交流により、キャリア意識を醸成します。
- 5
- 地元漁協と連携し、旺盛な需要のある丹後とり貝、岩がき等の養殖区画を拡大するとともに、観光需要等に対応したマダイやブリ類などについては、地元事業者の経営支援や新規参入の推進に加え、新しい研究を進め、現場導入を図るなど、質・量の両面から養殖生産力を強化します。
- 6
- 卸売市場において、コールドチェーンへの対応をはじめとする品質管理水準の向上や、パッキング、カットなどの1次加工処理機能の強化、産地での選別調整作業の集約化により、農家が京野菜等の生産に集中できる体制の構築を進め、府内外の旺盛な需要や輸出拡大に対応可能な生産力の確保につなげます。
- 7
- 地域において、将来の農業のあり方や農地利用などを定めた地域計画の作成を強力に推進するとともに、「京都府農業会議」が、担い手と農地のマッチングを進める司令塔として、地域の荒廃農地の発生防止や解消のための話し合い、貸付希望農地の掘り起こしを促進させ、土地改良事業等を行う京都府や市町村と連携して、農地集積を進めることにより、経営規模を拡大させます。また、従来のほ場整備に加え、担い手の経営力強化に繋がるスマート技術を組み合わせた先進的な整備を進めます。
- 8
- 多様な機能を有する都市農業を次代に継承するため、「都市農地活用相談所」による補助制度や税制度等の相談対応に加え、体験農園等の開設支援など、特定生産緑地を中心として、農地を多面的に活用し、都市農業を振興します。
- 9
- 肉用牛農家の繁殖・肥育の一貫経営化を進めるとともに、稲WCSの生産・利用の拡大など「耕畜連携」を進め、子牛価格や飼料価格に左右されにくい強固な生産基盤を構築します。
- 10
- 豪雨災害等に対応するため、被害情報の収集と分析を行い、園芸ハウス等の効果的な被害防止に向けた技術指導を行うとともに、被害を受けた際の負担を軽減するため、農業共済制度や収入保険などセーフティネットへの加入を進めます。
- 11
- 府内産木材の利用促進を図るため、府民会議を設置し、府民等の木材利用への気運を醸成するとともに、近畿初のCLT加工施設や府内初の断面集成材加工施設の整備を推進し、京都府の公共建築物をはじめ中高層建築物等への活用などで需要を喚起します。また、JAS規格にも対応できる品質の高い木材や木質バイオマス、ボイラーの燃料などの木材需要につながる施設などの整備を進めます。
- 12
- 災害時の早期復旧、復興に重要な地籍調査を進めるとともに、所有者不明農地については、関連法令に基づく「不明所有者のみなし同意」制度の活用により、適正な農地の相続・管理を促します。また、荒廃農地のうち再生可能な農地は、土地改良事業等により再生し、農地中間管理機構を通じて担い手へ集積させ、市場ニーズの高い丹波くりなどの地域特産物と京野菜などの高収益作物の複合経営モデルを構築するなど新たな取組を進めます。一方、再生が困難な農地は、早生樹等の植林や太陽光発電設備の設置、さらに発電した電気をスマート農業に利用するなど、地域の条件に応じた土地利用を進めます。
- 13

首都圏やアジア諸国等への販路拡大と多様化するニーズに対応するため、京都産農林水産物や加工品のブランド戦略を強化します。

- 14 多様化する食のニーズに対応するため、オープンイノベーションを促進する「京都食ビジネスプラットフォーム」の活動を一層充実・強化し、「生産」から「加工」、「販売」まで各業種の戦略を組み合わせることで、「京の食」のブランド価値を更に高め、他県をリードする新たな商品・サービスの開発を進めます。
- 15 食生活や価値観の多様化に伴う消費傾向の変化に対応するため、京の食文化を体現する最高品質の「京都プレミアム中食」など、京都のブランド力ある食材を生かした内食・中食需要に対応した商品づくりを進めます。
- 16 生鮮品を中心とする「京のブランド産品」について、流通・消費事情等を踏まえて、需要にマッチしたブランドの分類、加工品のマーケティング、更には新たな産品の認証など、国や市町村とも連携して京都府産農林水産物全体のブランド戦略を強化します。
- 17 新たな京都ブランド米「京式部」について、京料理人等と連携しながら、京都ならではのストーリーを意識したPR戦略や生産支援により、ブランド力向上につなげます。また、地域の特性や経営規模に応じて、ブロックローテーションによる米と麦、小豆を組み合わせた2年3作体系の推進や、京野菜などの高収益作物への転換、味噌や日本酒など京都の食品業界と結びついた加工米や府内畜産業と連携した飼料用米の安定的な生産など、水田をフル活用することで、農家所得を向上させるとともに、食料の安定供給に寄与していきます。
- 18 丹後とり貝、岩がきについて、身入り状況を加味した出荷規格などにより、ブランド化を進めるとともに、旬の魚介類を活用した漁港めしや漁船による海上タクシー、「アユやアマゴ等の特色ある漁場」づくりなど、DMOとも連携した「漁観連携」による観光との一体的な展開を強化します。
- 19 京都府産和牛のブランドの基準統一やPRを強化し、国内トップブランドとして確立させ、「京都ぽーく」、「京地どり」など、京都の畜産物全体のブランド力を引き上げるとともに、乳製品や牛肉の加工・販売など、畜産・酪農の6次産業化を進めます。
- 20 海外の日本食レストラン、海外シェフやグルメプロガーなどに対し、京の和食文化をコンセプトに米、日本酒、宇治茶、京野菜及び牛肉等をセットで海外に発信するとともに「京もの提供店」を拡大し、京都ブランドの世界的な認知度向上や輸出拡大につなげます。
- 21 宇治茶については、「京都府宇治茶普及促進条例」を踏まえ、瓶入り宇治茶「玉兎」の販売など、「宇治茶プレミアムブランド戦略」を推進し、観光客も含め、普及を促進します。また、海外においても愛飲されるよう、海外の残留農薬基準に適合する生産方法を産地ぐるみで普及・拡大させるとともに、高品質な茶生産を支えるため、試験研究機関と農業教育機関が連携し、高い技術を持つ担い手を育成するほか、国際的評価と資産価値の明確化を図るため、「宇治茶世界文化遺産登録推進プラットフォーム」の活動等により、宇治茶の世界文化遺産登録に向けた取組を進めます。
- 22 GAPやオーガニック、ハラル等の世界的なニーズの高まりに応じた取組など、国際水準での生産や品質を管理する取組を進めます。
- 23 丹波くり・京たけのこ・漆等の生産振興や土産物などの商品開発、北山丸太、京銘竹などの伝統的な工芸品の新たなマーケットの開拓など、京都ならではの商品の生産・需要を拡大します。
- 24 若年層も気軽に食べやすい「ファストフィッシュ商材」の開発を進め、学校給食等における魚食普及を拡大し、水産物の魅力や美味しさを伝えることで、消費拡大につなげます。
- 25 有害鳥獣による被害を更に軽減させるため、狩猟者の確保、ICT技術を活用した効率的な捕獲や生息域把握、京都ジビエのブランド展開を本格化させる販売促進活動やペットフードへの活用など、総合的な対策を講じます。
- 26 家畜伝染病防疫体制を確保し、対策を徹底するとともに、豚熱、鳥インフルエンザ及び口蹄疫等の正しい知識の普及・啓発を行います。

魅力ある農林水産業の実現に向け、次代を担う人材の確保・育成を強化します。

27 「農林水産物輸出サポート隊」を設置し、農業者の海外ビジネスの立上げや、グループ化をサポートするとともに、京の農業応援隊と中小企業応援隊の連携により、産地と実需の連携体制を強化することで輸出拡大の本格化をめざす農業経営者を支援し、「京都アグリビジネスグローバル人材」として養成するなど、輸出を担う人材の裾野を拡大します。

28ベンチャーマインドを持ってICT技術等先進的な農業経営にチャレンジする若い経営者を育成するため「農業ベンチャー・インキュベーション・ファーム」を開設し、企業的経営ができる農業者を創出します。

29 家畜保健衛生所と畜産センターを核とした「京の畜産応援隊」により、後継者がいない畜産農家に対し、法人化や第三者継承、経営基盤・就農条件の整備等について伴走支援します。

30 森林経営管理制度を円滑に運用するため、林業専門の職員が配置されていない市町村の担当職員に対し、主体的に森林の適正管理を推進するために必要な知見の習得に向けた研修を実施するなど、市町村の人材育成を支援します。

31 企業との連携を強化するなど「京の農林女子ネットワーク」の取組を拡大し、京都府農業を牽引する農業経営者として将来多くの女性が活躍できるよう、府内でも優れた農業経営を行う女性農業者を表彰することにより、女性農業者の地位向上をめざします。

32 農林水産業関係法人について、給与体系や勤務形態、経営状況等の「見える化」や「働き方改革」を進め、就業希望者とのミスマッチ解消や、キャリアパスの仕組みの導入など、人材の確保・育成を強化します。

33 定年者の就農や半農半Xの実践等を促すため、生涯現役クリエイティブセンターと連携した情報発信を強化するとともに、技術習得や機械整備などを支援するほか、スマート農機を活用した農産物の生産や6次産業化など、シニア世代でも取り組めるビジネス展開を進め、農林水産業の多様な担い手のモデルを発信することで、農業・農村の担い手の裾野を拡大します。

34 「漁業塾」を開設し、若手漁業者を中心に、AI・ICT技術や漁獲物の高品質化に係る技術指導、経営力向上に向けたセミナーなどを実施することで、新技術を修得し、経営感覚に優れた漁業者の育成を図り、新鮮で安全な「京の水産物」の流通を拡大します。

35 集落営農等の法人化・組織化を推進するとともに、小規模水稻経営が中心で、後継者不足も深刻な集落営農組織が、集落連携により低コスト・高収益な営農モデルを確立するためのメガ団地（100ha）の形成や、企業連携による人材確保など、経営基盤の強化支援、更には、農林水産業者への収入補償等セーフティネット対策の取組を進めます。また、小規模産地でも需要に応えられる産地間リレー生産・出荷体制を強化するとともに、生産者と消費者の交流拠点である農林水産物直売所を核とした地産地消の取組を進めます。

36 府と（一財）京都森林経営管理サポートセンターが連携し、市町村が実施する森林の現況調査や、集積化する団地の設定など、森林経営管理の取組を支援するとともに、森林組合を単位とする「森林集積推進チーム」が森林所有者へ森林荒廃の現状や管理の重要性について周知することにより、適切な森林管理の実現をめざします。

37 森林施業にICT等の先端技術を活用するとともに、素材生産者等の林業経営体による施業の集約化を進め、収益性の高い林業経営の実現をめざします。また、安定した府内産木材の供給を実現するため、川上から川下までの事業者がグループになり、生産・加工・利用の需給情報の把握・共有が可能となるICTを活用したシステムによりサプライチェーンを構築するなど、林業振興に向けた総合的施策を講じることにより、適切に管理され、循環利用される森林を拡大します。

38 将来を担う若い世代が健全な食生活を実践できるよう、大学生を中心とする「きょうと食の安心・安全ヤングサポーター」の養成や「食育体験講座」の開催など、食に対する意識を向上させる取組や、ICTを効果的に活用した情報発信等に取り組みます。

39 学校・幼稚園・保育所等における調理体験などの体験型食育や、「きょうとこどもの城」等と連携した地域で行う食育を進めます。

40 中小食品事業者がHACCPに取り組めるよう講習会の開催や保健所による指導を通じて、継続的にきめ細かにフォローアップしていくとともに、府内で製造された食品の規格基準の適合性を抽出検査し、府民の食の安心・安全を確保します。

41 「京都府食べ残しゼロ推進店舗」について、紹介マップの作成や飲食店検索サイトとの連携等により拡大させるほか、フードバンクとの協働、府民向けの研修会開催やインターネット講座の開設による情報発信などにより、事業者、消費者及び地域と一体となって食品ロスの削減に取り組むなど、食育活動を進めます。

42 健康面、宗教上等の理由から、食の制限がある観光客、留学生等に対し、使用している食材情報等を絵文字で表現したピクトグラムで表示するなど、安心して京都の食を味わえる取組を行う飲食店等を拡大します。

2040年に実現したい姿

【ハード・ソフト一体的な防災・減災対策で被害の最小化が実現】

- ⑦ ハード・ソフト一体となった総合的な防災・減災対策が進み、災害時の被害や社会生活、経済活動への影響が最小限に抑えられています。

【迅速かつきめ細かな災害対応と復旧・復興体制が構築】

- ⑧ 災害発生時においては、人命の救助、被災者の状況等に応じた適切な情報や生活必需品の提供、医療体制の確保及び高齢者や障害者などの要配慮者支援など、迅速かつきめ細かな災害対応が行われるとともに、電気・ガス・上下水道などのライフラインの早期復旧・確保や被災者の生活再建など、復旧・復興体制が構築されています。

【広域ガスパイプライン等エネルギー供給のリダンダンシーが確保】

- ⑨ LNG基地整備や日本海側から太平洋側への広域ガスパイプラインの整備により、大規模広域災害時のエネルギー供給に係るリダンダンシーが確保されています。

現状分析・課題

- ⑩ 平成30年7月豪雨や令和元年東日本台風など、想定を超える災害が頻発する中、南海トラフ地震が発生する可能性も高まっており、風水害や地震、新興感染症、原子力災害、国民保護事案など、あらゆる危機事象に適時的確に対応するための危機管理体制とハード・ソフト両面の基盤の整備・強化、避難・避難所支援対策の更なる充実等が必要となっています。

- ⑪ 京都府が管理している河川延長約1,800kmのうち、改修が必要な延長は約1,400kmであり、そのうち、時間雨量50mmに対応できる河川整備が完了した区間は約500km(約37%)となっており、引き続き、河川改修や、内水対策等を進めるとともに、気候変動による水災害リスクの増大に備えるため、国、府、市町村、企業・住民等流域のあらゆる関係者が協働して「流域治水」を推進する必要があります。(出典：国土交通省「社会資本整備審議会答申」令和2(2020)年7月、「特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律(令和3年法律第31号)について」令和3(2021)年5月、及び京都府)

- ⑫ 約1,500箇所ある農業用ため池について、近年の被害状況から決壊による被害発生も懸念されることから、ため池機能の適切な維持・管理を行うとともに、ため池ハザードマップの作成を進める必要があります。また、その内約600箇所ある防災重点農業用ため池については、決壊により周辺に大きな被害を及ぼすおそれがあることから、防災工事等を集中的かつ計画的に推進する必要があります。(出典：京都府)

- ⑬ 約17,000箇所ある土砂災害警戒区域のうち、区域内に避難所、病院等の要配慮者利用施設等がある土砂災害要対策箇所は約5,500箇所であり、そのうち対策工事が完了した箇所は約770箇所(約14.1%)となっており、引き続き、土砂災害対策を進める必要があります。(出典：京都府)

- ⑭ 約5,000箇所ある山地災害危険地区のうち、防災対策に着手している箇所は約1,700箇所(34%)に止まっており、今後、最も危険度の高い地区約400箇所から優先的かつ計画的に山地災害の未然防止に向けた対策を進めるとともに、倒木や土砂流出等が発生した箇所については、早期に対策を講じることが必要です。(出典：京都府)

- ⑮ 府内に影響を及ぼす地震として、南海トラフ地震や22の断層による内陸直下型地震が予測されており、橋りょう、緊急輸送道路、鉄道等の構造物、建築物や宅地等の耐震化を進める必要があります。(出典：京都府)

全住宅の耐震化率は83%（平成27（2015）年）から88%（令和2（2020）年）に上昇しているものの、昭和56（1981）年以前の旧耐震基準により建設された建築物は、地震による被害を受ける割合や被害の程度が大きいとする調査結果もあることから、南海トラフ地震や直下型地震による甚大な被害を低減させるため、引き続き耐震化を促進する必要があります。（出典：京都府）

⑧ 丹後沿岸の海岸線（約317km）のうち、海岸保全区域に指定されている69海岸（約109km）において、護岸等の海岸保全施設の整備や港湾、漁港施設等における津波、高潮、海岸侵食等の対策を実施してきましたが、未整備箇所の残存や、既存施設の雨風・波浪による変状、時間経過による老朽化といった課題があり、海岸及びその後背地の保全のため、今後も引き続き海岸保全施設の新設・改良・維持修繕が必要となっています。（出典：京都府）

① 平成30年7月豪雨では、避難勧告・避難指示（緊急）の対象者は、それぞれ最大で約62万人でしたが、実避難者は、約4,200人に止まっており、避難指示等が発令されても、危険が迫っていることを住民が十分に認識できていないことが課題となっています。一方、府内の全河川の氾濫と全域での土砂災害が同時期に発生したと想定すると、20市町で避難所収容可能数が想定避難者数を下回ると試算されたことから、全ての避難者を収容できる感染症に対応した避難先の確保が必要となっています。（出典：京都府）

① 近年の災害における全国の死者のうち65歳以上の高齢者の割合は、令和元年台風第19号では約65%、令和2年7月豪雨では約79%に達しており、高齢者等要配慮者の避難支援を適切に行う必要があります。（出典：内閣府「令和元年台風第19号等を踏まえた高齢者等の避難のあり方について」令和2（2020）年12月）

⑧ 災害から命を守るためには、河川の水位情報や土砂災害警戒情報等により災害リスクを把握し、適切な避難行動をとることが重要であり、これまで雨量計、水位計及び河川防災カメラの増設や危機管理水位計の設置（令和元（2019）年以降126箇所設置）により水位観測網を充実させてきたところですが、引き続き、府民に災害情報を分かりやすく伝えるため、スマートフォンで受信可能な土砂災害警戒情報を発信するなど、市町村とも連携し、防災情報の発信力を強化することが必要です。（出典：京都府）

① 上下水道施設の管路について、上水道（市町含む）の基幹管路の耐震適合率（令和元（2019）年度末時点）は38.7%（全国平均40.9%）、法定耐用年数を超過する管路（管路経年化率：令和元（2019）年度末）は26.2%（全国平均19.1%）となっています。また、下水道（市町含む）の重要な幹線等の耐震化率は36.3%（令和3（2022）年度末時点）と全国平均（約52%：令和元（2019）年度末時点）を下回っており、引き続き、耐震化を推進していく必要があります。（出典：日本水道協会「令和元年度水道統計調査」令和3（2021）年3月、国土交通省「第5次社会資本整備重点計画」（令和3（2021）年5月）、京都府）

⑧ 富山県から山口県までの日本海側及び日本海側と太平洋側をつなぐガスパイプラインが未整備となっており、南海トラフ地震等へのリダンダンシーの確保が課題です。

⑧ 原子力総合防災訓練を踏まえた課題の検証や放射線検査等に必要となる資機材及び避難道路の整備等、原子力災害時に備えた対策を進める必要があります。

4年間の対応方向・具体方策

国や市町村と連携し、河川改修や貯留施設の整備等の流域治水の取組や砂防・急傾斜地における土砂災害対策等を進めます。

1 あらゆる関係者が協働して流域全体で行う治水対策の全体像を示す「流域治水プロジェクト」の充実をめざし、流域治水協議会において情報共有・意見交換しながら、「治水効果の見える化」を進めます。

2 桂川改修について、嵐山地区等、下流の国管理区間においては、平成25年台風第18号洪水に対応した整備を促進するとともに、上流の亀岡地区等、府管理区間においても、霞堤の嵩上げ等、河川整備計画に掲げた改修を進めます。

3 由良川改修について、国管理区間の河道掘削、堤防整備等を促進するとともに、支川の府管理区間においても河川改修等を国と連携して進めます。

- 府管理の大野ダム・畑川ダムについて、洪水調節機能を高めるため、利水者等と連携し、事前放流の
- 4 実施等、効果的な管理を行います。また、日吉ダムなど、国及び水資源機構等の府以外が管理するダムについても、ダム管理者や利水者等と連携し、洪水調節機能の充実等に向けた取組を促進します。
 - 5 農業用ため池の適正な管理に努めるとともに、防災重点農業用ため池について、ため池ハザードマップの作成を進めるとともに、防災工事等を集中的かつ計画的に進めます。
 - 6 桂川右岸流域下水道事業「いろは呑龍トンネル」について、事業完成により乙訓地域の浸水に対する安全性が更に高まるよう、呑龍ポンプ場雨水調整池の整備等を進めます。また、降雨量や貯留量等の実績データを蓄積し、より安全で確実な施設運用方法を確立するとともに、想定を上回る豪雨等に際し、住民の避難行動につながるよう、貯留状況等の情報を更に広く発信します。
 - 7 大戸川ダム建設事業や、宇治川・木津川の堤防補強や河道掘削等を、国と連携して進めます。
 - 8 河川整備計画に基づき、鴨川、戦川、古川、煤谷川、園部川、伊佐津川、高野川、弘法川、法川、福田川等や、京都市と協調して進めている安祥寺川、四宮川、水害リスクが高い天井川である七谷川の切下げ等の整備を進めます。
 - 9 避難所や要配慮者利用施設がある土砂災害警戒区域内の土砂災害対策を進めます。また、「京都府豊かな森を育てる府民税」を活用した防災事業により、荒廃した森林の整備や倒木除去による流木防止、さらには、隣接府県につながる国道沿いにある倒木の可能性が高い危険木の伐採など、予防的な対策を強化し、山地災害危険地区内の防災対策を進めます。
 - 10 盛土の崩壊等による災害の発生を防ぐため、「宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）」等に基づき、関係部局が連携して危険な盛土の規制等を進めます。
 - 11 市街地で頻発する内水被害を軽減するため、下水道事業による市町村の雨水対策を支援します。
 - 12 国や市町村と連携し、排水ポンプ車を効果的・効率的に運用します。
 - 13 道路の法面对策等を進めるとともに、異常気象時通行規制の基準を見直します。
 - 14 河川増水時においても安心・安全な通行を確保するため、木津川沿川（国道163号）や由良川沿川（国道175号、舞鶴福知山線、舞鶴綾部福知山線等）の道路整備を進めます。

道路・鉄道等のインフラ、公共施設、建築物等の耐震化、避難体制の確保や備蓄など、地震等の災害への対策を進めます。

- 15 緊急輸送道路について、大地震などの災害による損傷を軽微に止め、速やかな機能回復が可能となるよう、橋りょうの耐震対策や無電柱化を進めるとともに、沿道建築物の耐震化を促進します。
- 16 京都府北部でのガスパイプラインの整備をはじめ、京都舞鶴港におけるLNG基地整備や水素の利活用、日本海沖でのメタンハイドレートの開発など、国土強靱化・リダンダンシーにも資する日本海側におけるエネルギー拠点の整備を促進します。
- 17 国の活断層評価の再評価を踏まえ、最新の科学的知見に基づいた活断層ごとの被害想定の見直しを行い、これに備えた地震防災対策を講じます。
- 18 府有施設の耐震化を進めるとともに、耐震性が不足する住宅及び耐震診断が義務化された大規模建築物等について、市町村や建築関係団体と連携し、耐震フェアなどのイベントの開催のほか、デジタル媒体の活用も含めた普及啓発を行うとともに、建築関係団体等の協力を得て耐震改修に関する技術的支援を実施し、耐震化（除却、建替含む）を促進します。

- 19 府内に影響を及ぼす南海トラフ地震等に備え、大規模盛土造成地の安全性を把握する調査を進めます。
- 20 丹後沿岸の海岸において、津波、高潮、海岸侵食等への対策として、突堤・離岸堤・護岸等の海岸保全施設等の整備を進めます。
- 21 京都舞鶴港に、災害時にも利用可能な太陽光などの再生可能エネルギー設備の導入を促進します。

- 22 平成25(2013)年3月に策定した「動物救護対策マニュアル」を改定し、被災動物の保護及び体制整備に取り組んでいくとともに、府内市町村における同行避難の受入を推進するため「ペット同行避難の円滑な受入マニュアル(仮称)」の策定に取り組みます。また、市町村や獣医師会、関係団体と協力し、動物の飼養者に対し、ペット同行避難の防災訓練実施や、平常時から準備しておくことの重要性を広く啓発し、同行避難が円滑に進むよう取り組みます。

- 23 大規模災害発生時等において、府が備蓄している約28万人分の備蓄物資のほか、関西広域連合や全国からの救援物資を円滑かつ迅速に被災者に供給できるよう、平時から市町村や物流事業者その他関係団体との連携を強化します。

- 24 京都水道グランドデザインに基づき、市町村の水道施設について、耐震化計画による重要給水施設への供給ラインの耐震化や中長期的財政収支に基づいた計画的な更新を促進します。

- 25 府営水道において、老朽化した送水管を計画的に更新し、耐震化を進めます。

- 26 流域下水道施設について、大規模災害時にも汚水処理機能が完全に停止しないよう、終末処理場や幹線管渠の地震対策などを計画的に進めます。

原子力災害リスクへの対応を強化します。

- 27 原子力災害発生時における広域避難計画の実効性を高めるため、国、関係府県・市町及び関係機関と連携し、PAZ地域(5km圏)が存在していることを踏まえて、訓練による避難計画の検証を行うとともに、避難道路や放射線防護施設、避難退域時検査等に必要な資機材を計画的に整備します。

- 28 常時監視体制だけでなく、原子力災害の発災時等の緊急時モニタリング体制について、情報通信・処理の高速化や実践型モニタリング訓練の実施等により強化します。

府・市町村の危機管理体制を充実し、災害発生時の対応力及び災害から立ち直れる力を強化します。

- 29 自然災害や原子力災害、新興感染症等、あらゆる危機事象に対応するため、常設の危機管理センターを設置し、オペレーションルーム・国等の応援機関の専用スペース・リエゾン室の確保、4振興局へのサブセンターの設置等、府全体の危機管理体制を強化します。また、府・市町村の災害発生時対応業務について、図表等を用いて視覚的にも分かりやすく標準化するとともに、ドローンやヘリコプターを活用した被害情報の把握、国のISUT(災害時情報集約支援チーム)との連携体制の確立、洪水氾濫状況等のリアルタイム配信など、最先端の危機管理体制を構築します。

- 30 災害危険地域を有する自主防災組織における水害等避難行動タイムラインの作成の促進や「避難時声掛け体制」を強化するなど、「逃げ遅れゼロ・プロジェクト」として取り組みます。

- 31 雨量予測や地形データ等をもとに、最新のデジタル技術を活用して、6時間先までの河川水位・氾濫時の浸水区域を予測するシステムを構築し、市町村による早期の避難情報の発令を支援します。

- 32 大規模水害等が発生した際の避難先の確保に向け、河川ブロック単位での被害想定を踏まえ、被災地域から安全な他の地域への避難が行えるよう市町村とともに広域避難マニュアルを作成し、災害時における地域間連携の仕組みを構築します。また、地震についても、花折断層帯地震の被害想定を踏まえた、大規模災害時における危機管理体制を構築します。
- 33 大規模な災害が想定される地域について、市町村とともに特定地域防災協議会を設け、地域住民と国・府・市町村が一体となった防災対策を円滑かつ効果的に実施します。
- 34 今後想定される大規模災害からの迅速かつ円滑な復興に向け、あらかじめ復興計画の策定手順を定めておくなど、事前の準備に取り組みます。
- 35 災害廃棄物対策を強化するため、市町村や関係団体の参加による「災害廃棄物処理連絡協議会ブロック協議会」を広域振興局ごとに設置し、大規模災害発生時における災害廃棄物の仮置き場の確保等について、シミュレーションを行います。
- 36 自然災害やテロ、武力攻撃事態などの国民保護事案の発生等を想定した関係機関との合同・実践的訓練による対処能力の向上や、装備・資機材の整備・拡充により、危機管理体制を強化します。
- 37 府市の消防学校が、消防職員の初任教育等を共同で実施し、教育訓練内容の充実と災害時の消防本部相互の連携した活動を進めるほか、消防業務の共同化や救急救助に係る相互応援を通して、効果的な消防防災体制を進めます。
- 38 大規模災害発生時等において、被災状況の把握、被害の拡大防止、被災地の応急復旧等が円滑かつ迅速に行われるよう、平時から、関西広域連合、自衛隊、第八管区海上保安本部、国土交通省の緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）と連携するとともに、府内の広域防災活動拠点の整備を促進します。また、京都府市町村災害復旧サポーターによる市町村への技術的支援や京都府建設業協会等との連携を強化します。
- 39 消防団の活動力の強化と団員確保に資するよう、学生や女性等の加入促進やOB団員の登録制度を拡充するなど、消防団の活動環境改善に取り組むとともに、大規模広域災害時に孤立する危険のある中山間地における「ふるさとレスキュー」の取組地域を拡充します。
- 40 災害発生直後から応急復旧期に至るまで、災害フェーズに応じた適切な支援体制の充実に向けて、DMAT（災害派遣医療チーム）、保健師チーム、DWAT（災害派遣福祉チーム）、DPAT（災害派遣精神医療チーム）、DHEAT（災害時健康危機管理支援チーム）などの専門性の高い災害派遣チームの養成・育成を進めるとともに、災害の種類・規模・フェーズや被災者の状況に応じた支援を実施するため、災害時の保健・医療・福祉活動を統括する「府保健医療福祉調整本部・支部」と関係団体や災害派遣チームとの連携体制を充実します。
- 41 災害拠点病院における大規模地震や豪雨災害等への災害医療体制を強化するとともに、病院・社会福祉施設の優先復旧等、業務継続を支援する仕組みを構築します。
- 42 市町村が福祉事業者や自主防災組織等と連携し、避難行動要支援者ごとの状況を踏まえた「個別避難計画」の作成を促進するため、市町村への適切な指導や、研修会の開催などの支援を行います。
- 43 避難所等の生活支援のため、福祉避難サポートリーダー、通訳ボランティアを養成するとともに、在宅の高齢者、障害者、難病者、妊産婦・乳幼児、外国人、LGBT等へのきめ細かな配慮がなされるよう市町村と連携して対応を進めます。
- 44 市町村災害ボランティアセンターの充実に向けて、府災害ボランティアセンターの初動支援チームの養成及び訓練を実施するなど、体制を強化します。
- 45 災害時における子どもの安全確保や災害への対応能力育成のため、児童生徒や教職員向けの出前語り、研修会を行い、防災教育の充実に向けた取組を支援します。
- 46 災害対応や除雪など地域の安心・安全を支えるため、建設関連産業の担い手の確保・育成を進めます。

47 災害時の適時的確な避難を促すため、災害情報をオープン化することで、民間事業者等による防災情報アプリの開発を促進し、情報配信経路の多様化や府民が置かれている状況に応じた最適な情報配信を行います。

48 大規模広域災害時等において京都の活力を維持・向上させるため、京都BCP行動指針に基づき、個別企業のBCP策定を促進するとともに、経済団体やライフライン事業者等と連携して、応急・復旧対策を行う連携型BCPの取組を進めます。

49 過疎化・高齢化等による地域防災力の低下を踏まえた、災害発生時の地元企業等との災害対応・連携システムの構築を進めます。

2040年に実現したい姿

【犯罪や交通事故を生じさせない安心・安全な社会】

- ソフト・ハード両面での交通安全対策、進化するサイバー犯罪や技術革新に伴い発生する新たな犯罪への迅速な対応が図られ、地域の防犯力の向上と再犯防止の取組により、犯罪や交通事故による被害者も加害者も出さない安心・安全な社会が実現しています。

【消費者被害の発生がない社会】

- ① 消費者被害が防止され、安全な商品・サービスが安心して消費できる社会が実現しています。

【DVを許さない社会】

- ② DVは許さないという意識が醸成され、DV被害者も加害者も出さない安心して暮らせる社会が実現しています。

現状分析・課題

- 刑法犯認知件数は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う行動制限等の影響もあり、令和3（2021）年に統計史上最少の件数となりましたが、依然として特殊詐欺等の被害や子どもの安全を脅かす事案が発生しているほか、再犯者数は、ここ数年横ばいとなっており、犯罪のない安心・安全なまちづくりに向けて、地域住民や民間の支援団体等との連携を強化し、再犯を防止する取組が必要です。また、近年無差別的に多くの方が犠牲となる事案が発生し、社会的な関心が高まっていることから、犯罪被害者一人ひとりに寄り添ったきめ細かな支援をオール京都で進める取組が必要です。（出典：京都府警察本部）

- 令和3（2021）年の交通事故発生件数は、17年連続で減少し、死者数は、統計の残る昭和23（1948）年以降、2番目に少ない結果となりましたが、依然として子どもが被害者となる交通事故が発生しているほか、飲酒運転等の交通事故に直結する悪質・危険な交通違反や自転車利用者による交通ルール・マナー違反が見受けられることから、子どもの交通安全対策や悪質・危険運転者対策、自転車運転のマナーアップに向けた取組等をデジタル技術も活用し進める必要があります。また、令和3（2021）年の交通事故死者数のうち、高齢者が約5割を占めていることや、高齢運転者が第一当事者となる交通事故の割合が、依然として高いことから、高齢者が被害者にも加害者にもならない対策を含め「人優先」の交通安全思想に基づく対策が必要です。（出典：京都府警察本部）

- ③ 府内の消費生活相談窓口寄せられた相談件数は、ここ数年2万件台で推移しており、そのうち約3割が65歳以上の高齢者からの相談となっています。また、インターネット通販やSNSをきっかけとしたトラブルに関する相談が、近年増加しています。令和4（2022）年4月から成年年齢が18歳に引き下げられたことに伴い、18・19歳の未成年者取消権がなくなるため、若者への消費者教育が必要です。（出典：京都府）

- ④ 府内のDV、性暴力被害の令和2（2020）年度相談件数は、DVが3,285件で前年比ほぼ横ばい、性暴力被害は新型コロナウイルス感染症による外出自粛の影響等により、前年比減少の1,162件となっていますが、全国的にはいずれも増加傾向にあります。被害を未然に防止するための啓発や、被害に対する相談及び自立支援の体制を強化し、被害をより減少させる必要があります。（出典：内閣府「男女共同参画白書」令和3（2021）年6月）

- ⑤ 青少年のスマートフォン等の所有・利用の増加に伴い、令和2（2020）年のSNSに起因する事犯の被害児童数（18歳未満）は5年前の1.1倍に増加しているため、青少年や保護者等への啓発活動が必要です。（出典：警察庁「令和2年における少年非行、児童虐待及び子供の性被害の状況」令和3（2021）年3月）

4年間の対応方向・具体方策

府民の防犯・交通安全意識の向上や地域防犯力の向上等により、犯罪・交通事故の起きにくい社会づくりを進めます。

- 1 各種事件・事故情報の集約、AI等を活用した情報分析機能強化等、犯罪防御システムの高度化を図り、先制的なパトロールや効果的な情報発信等を実施するほか、デジタル技術を活用した防犯情報の映像配信等による啓発活動によって、更なる犯罪抑止と交通事故防止に向けた対策を進めます。
- 2 サイバー空間の安全・安心を確保するため「京都府警察サイバーセンター（仮称）」を新設し、被害防止に向けた府民への啓発活動や事業者等に対する個別訪問を実施するとともに、深刻化・巧妙化するサイバー犯罪やサイバー攻撃に的確に対処できる人材の育成、資機材の整備、「犯罪サイトライブラリー（仮称）」等の捜査ツールの研究開発等、人的・物的基盤を強化します。
- 3 通学路等の合同点検結果や市町村が策定した「通学路交通安全プログラム」に基づき、通学路やお散歩コース等の園外活動における安全性を高めるため、防護柵の設置やカラー舗装など道路状況に応じたきめ細かな対策を実施するとともに、地域住民、ボランティア団体、保育所・認定こども園・幼稚園、学校、行政、警察等が連携して、子どもが安心して通行できる交通環境を整備するなど、地域の交通安全を更に進めます。
- 4 車両運転者への対策として、従前からの交通安全教室等に加えて、デジタル技術を活用した取組を進めるとともに、安全運転サポート車や急発進抑制装置装着の技術開発を支援します。
- 5 犯罪防御システムの交通事故分析機能を活用した交通事故の発生要因等の総合的な分析に基づき、交通事故の実態を把握した上で、交通規制、交通安全教育、交通取締り等を有効に組み合わせた交通事故防止対策を進めます。また、大学の知見を生かした「ポリス&カレッジ」等の産学官連携による交通安全対策を進めます。
- 6 高齢者等の消費者被害を未然に防止するため、官民一体となって地域での見守りを強化するとともに、産学官の連携により、企業等が持つAI等の最新技術を被害抑止対策等に活用するなど、社会全体の特殊詐欺等に対する防御力を強化します。また、関係機関に対して、特殊詐欺等の被害の未然・拡大防止に有効な各種システムの開発・導入や機能の充実を働きかけるなど、水際対策を強化します。
- 7 学生防犯ボランティア等と連携した大学生対象の自転車盗被害防止啓発活動を強化するとともに、防犯まちづくり賞において、高校生や大学生など次世代を担う若者世代による防犯活動を積極的に顕彰し、活動を活性化します。
- 8 刑事司法関係機関、市町村、医療・福祉関係機関等との再犯防止推進のネットワークを活用し、地域の実情に応じた就労や生活支援等の立ち直り支援の取組を強化するとともに、再犯防止等への府民の関心と理解を深めるための重点的な広報啓発を行います。
- 9 犯罪捜査の高度化を進め、凶悪犯罪、性犯罪、住宅侵入窃盗等、府民に不安を与える犯罪を根絶します。また、暴力団等の犯罪組織の弱体化、壊滅に向け、官民一体となった組織犯罪対策を進めるほか、薬物乱用者に対する取締りの徹底と薬物密売組織の壊滅を図るとともに、青少年等に対する薬物乱用防止教育を充実・強化します。
- 10 警察署等の再編整備及び建替整備を推進し、各種事件・事故、災害等への対応能力の高い警察署等を構築するとともに、地域の防犯活動の拠点となる交番・駐在所の建替整備を進め、機能を充実・強化します。
- 11 警察官の語学力を強化するなど、訪日外国人が関係する事件や事故、遺失拾得、地理案内などの事象への的確に対応します。

- 12 学校等の関係機関と連携し、「防犯教育プログラム」に基づく子どもたちの発達段階に応じた危険回避能力を高める防犯教育や教職員の危機管理能力を高める安全対策指導等を進めます。また、「子ども110番のいえ」の整備や地域住民、事業者等の協力を得た「ながら見守り」の活動を促進するとともに、「子ども見守りシステム」の拡充に向けて市町村へ働きかけるほか、可搬式オービスを活用した交通取締りを強化するなど、通学路等における子どもの安全対策を進めます。
- 13 府民協働防犯ステーションを核とした防犯ボランティア活動への支援を進めるとともに、学生や社会人、事業所（法人）など幅広い層の防犯ボランティア活動を促進し、地域防犯力を高めます。
- 14 日常生活の中で防犯活動への参加機会を増やすため、ペットの散歩やジョギング等の中で行う「ながら防犯パトロール」を促進します。
- 15 運転免許証を返納しやすい環境の整備を図るとともに、安全運転相談の一層の充実や安全運転サポート車等の普及啓発など高齢運転者の特性に応じた交通事故防止対策を進めます。また、自治体、交通ボランティア等と協働した高齢者宅訪問による個別指導や反射材用品等の着用促進により、高齢歩行者の交通事故防止対策を進めます。
- 16 重大な交通事故に直結する無免許運転や飲酒運転、妨害運転等を行う悪質・危険な運転者の取締りを強化するとともに、「悪質・危険運転を絶対にしない、させない」という規範意識の向上に取り組みます。
- 17 インターネットやSNS等を活用して、訪日外国人を含めた自転車利用者へ交通ルール遵守を呼びかけるとともに、自転車シミュレーター等を用いた参加・体験型等の自転車交通安全教室を開催します。また、自転車指導啓発重点地区等における悪質・危険な交通違反に対する指導・取締りの強化、自転車通行環境の整備等により、自転車の安全利用を促進します。
- 18 テロの未然防止に向け「京都テロ対策ネットワーク」を活用した官民一体のテロ対策や関係機関と連携した水際対策を推進します。また、広報啓発活動を強化し、テロ未然防止気運を高めます。
- 19 団体・ボランティア等と協働して少年非行の未然防止活動を実施するためのネットワークの構築やスクールサポーターを増員し、非行の低年齢化を踏まえた非行防止教室や薬物乱用防止教室を充実させます。また、SNS等のインターネット上における非行防止と子どもの性被害防止を目的としたサイバーパトロールや防犯機能を備えたスマートフォンアプリの開発等の広報啓発活動の強化、立ち直り支援チーム（ユース・アシスト）による寄り添い型支援など、非行・再非行等を防止します。

若年者の消費者被害・ネット取引被害、青少年のインターネット利用による性犯罪・児童ポルノ被害等、被害の未然防止に向け、工夫を凝らした啓発活動を進めます。

- 20 SNSをはじめ急激に変化するインターネット環境の中であって、青少年が被害に遭うことを未然に防止するため、青少年関係団体や事業者等と連携して青少年が自らを守る意識を醸成するとともに、保護者等へ向けた啓発活動を強化します。
- 21 若年者の消費者被害を未然に防止するため、成年年齢引下げに係る啓発活動を実施するとともに、市町村とも連携した中学校・高等学校における消費者教育への支援や、大学生・専門学校生への消費者トラブルに関する情報提供を充実します。
- 22 ネット取引被害を未然に防止するため、府民に対して最新の消費者トラブルについてSNS等を活用した情報発信をするとともに、事業者に対して適正なネット表示への是正を強化します。
- 23 新手の手口による被害の大量発生につながるようなケースについて、市町村や関係団体との情報共有やSNSを活用した府民への周知を迅速に行うことにより、被害の拡大を防止するとともに、消費者ボランティアによる早期の情報提供を進めます。

犯罪被害者支援に特化した条例を制定し、オール京都で犯罪被害者に寄り添った支援を行うとともに、DV、性暴力被害の潜在化の防止やストーカー事案、DV事案等に迅速・的確に対処し、被害者等の安全を確保し、社会的自立に向け支援します。

- 24 DV被害者支援の一環として、加害者の抱える個別の背景等を踏まえ、加害者自らが加害に気づき、加害を繰り返さないためのプログラムを実施します。
- 25 デートDVも含め暴力を許さない意識づくりなど、あらゆる世代に応じた啓発を進めるとともに、多様なケースの相談に対応できるよう市町村、DV相談支援センター職員等に対し、より専門的な研修を実施します。また、面前DVが子どもに及ぼす影響について、啓発等を実施します。
- 26 DV被害者が地域の中で社会的に自立し安心して生活できるよう、関係機関が連携して被害者一人ひとりのニーズに合わせた切れ目ない支援を行います。
- 27 ストーカー相談支援センターに臨床心理士を配置するなど、カウンセリング機能を強化します。
- 28 京都性暴力被害者ワンストップ相談支援センター「京都SARA（サラ）」において、子どもを含む若年層への性暴力に対する普及啓発等の取組や相談体制を充実し、性暴力被害の潜在化を防止するとともに、被害を未然に防止します。
- 29 京都府が主体となり、市町村、警察、民間被害者支援団体など、幅広い関係者が一体となって、支援を進める体制の構築など、より充実した犯罪被害者支援施策を進めます。また、中高生向けの「いのちを考える教室」、「生命のメッセージ展」の開催や、被害者の心情や直面する課題を理解し、適切な支援へつなげる「犯罪被害者支援のためのeラーニングツール」の活用、古本の売却益を被害者支援の活動に役立てる「ホンデリング」の取組を進め、犯罪被害者支援に対する府民の理解を高めます。

2040年に実現したい姿

【温室効果ガス排出実質ゼロへの挑戦】

- 令和12（2030）年度までに温室効果ガスの総排出量を平成25（2013）年度比46%削減し、パリ協定が目標とする今世紀後半でのCO₂等の温室効果ガス排出実質ゼロ（脱炭素社会の実現）に向けた社会の仕組みが構築されています。

【環境×経済の好循環型の社会】

- ① AI・IoT技術の活用などにより、環境配慮活動が地域経済の活性化、人や暮らしにもやさしい好循環を生み出す住み良い社会が実現しています。

【自立分散型のスマートな社会】

- ② 徹底した省エネルギー（以下「省エネ」という。）化と再生可能エネルギー（以下「再エネ」という。）の最大限の導入、エネルギーの地産地消の推進により、原子力発電に依存しない自立分散型のスマートな社会が実現しています。

【ゼロエミッションな社会】

- ③ 環境負荷のより少ない商品・サービスの選択が当たり前になるとともに、プラスチックごみをはじめとする廃棄物の発生抑制（リデュース=reduce）、再使用（リユース=reuse）の2Rの取組がより進む社会システムが構築され、廃棄物が限りなく削減されたゼロエミッション社会が実現しています。

【人々の暮らしと自然との共生社会】

- ④ 生物多様性の継承・保全と地域資源の利活用が進められ、人々の暮らしと自然が共生する地域社会が実現しています。

現状分析・課題

- ⑤ IPCC（国連気候変動に関する政府間パネル）の1.5℃特別報告書によると、世界の気温は工業化以前の水準よりも約1℃温暖化していると推定されています。府内においても既に気候変動の影響（気温の上昇や、大雨の増加、漁獲される魚種の変化、熱中症リスクの増加等）が現れており、温室効果ガス削減等の緩和策を進めるとともに、情報収集や分析、発信を重ね、地域特性に応じた気候変動への適応策を講じることが必要です。（出典：IPCC「1.5℃特別報告書」平成30（2018）年10月、及び京都府）

- ⑥ 府内の温室効果ガス排出量は、これまでの省エネの取組や燃費性能の向上、再エネの普及等により、各部門において排出量が減少していますが、令和2（2020）年度は、新型コロナウイルスの感染拡大の影響で在宅時間が増加するなどライフスタイルの変化等により、家庭部門は前年度比21.1%増加しました。令和12（2030）年度までに、国の計画に基づき、平成25（2013）年度比46%の削減目標を達成するには、各部門においてさらなる省エネの促進、再エネの導入・利用などの取組が必要です。（出典：京都府、環境省「地球温暖化対策計画」令和3（2021）年10月）

- ⑦ 強力な温室効果をもたらす代替フロン等の排出量は、府内の温室効果ガス排出量の約1割を占め、平成25（2013）年の109万t-CO₂から令和元（2019）年度の141万t-CO₂と年々増加しており、代替フロンを冷媒として使用する冷凍空調機器からの排出抑制対策の強化が必要です。（出典：京都府）

- ⑧ 府内の中小企業においては、「事業活動に当たり脱炭素化は必須」と考えている企業は45%にのぼりますが、温室効果ガス排出量を把握・公表している割合は10%、ESG（環境（Environment）、社会（Social）、企業統治（Governance））への対策を講じている企業は4%であるなど、課題認識や人材・資金の不足等により脱炭素経営に向けた取組が進んでいない状況であり、情報提供や助成、アドバイザー派遣など中小企業への支援が必要です。（出典：京都府・京都市「脱炭素化に向けた事業者の取組アンケート調査結果」令和3（2021）年10月）

- 令和2（2020）年度の府内総電力需要に占める再エネ発電量比率は11.7%、利用量比率は26.0%で、第2期再生可能エネルギーの導入等促進プランの目標数値である「令和12（2030）年度までに再エネの発電量比率25%、利用量比率35%」を達成するには、更なる再エネの導入と利用の拡大が必要です。また、円滑な再エネ導入の推進には、環境調和と住民理解を前提とした地域共生型再エネの導入を進め、目標数値の達成に向けた取組が必要です。（出典：京都府及び資源エネルギー庁「第6次エネルギー基本計画」令和3（2021）年10月）

- 産業廃棄物の最終処分量は近年横ばいで推移していますが、高度経済成長期に建てられた建築物の老朽化による解体工事が令和10（2028）年度にピークを迎えることで、今後、排出量の増大が見込まれる建設廃棄物や、平成29（2017）年末以降の中国等による輸入制限により国内での処分が難しくなったほか、日本からも年間最大6万トンが海洋に流出（平成22（2010）年推計）しているとされるなど国際的問題になっているプラスチックごみの対策が求められています。（出典：国土交通省「社会資本整備審議会建築分科会アスベスト対策部会（第5回）資料」平成21（2009）年6月、及び環境省「中央環境審議会循環型社会部会（第28回）資料」平成30（2018）年7月）

- 絶滅のおそれのある野生生物の種が増加（平成14（2002）年：1,595種→平成27（2015）年：1,935種）しているほか、伝統行儀や京料理に用いる植物や川魚などの数が減少していることなどから、希少種の多く生息する里地里山環境の保全や在来生態系に大きな影響を及ぼす外来生物への対策、生物多様性情報基盤の拡充・機能強化といった取組が求められます。（出典：京都府）

- 次代を担う子どもたちが自然や生物多様性を大切に思う気持ちや地域への愛着を育てていくよう、身近な自然を活用した環境教育を促進するとともに、多様な主体が連携・協働する環境保全活動の機会の充実や、地域で指導的役割を担う人材の育成を進めること等により、持続可能な社会づくりを支える人づくりの取組を進めていくことが必要です。（出典：京都府）

4年間の対応方向・具体方策

オール京都体制で実行力のある温室効果ガス削減に取り組むなど、カーボンニュートラルの実現に向けて「2030年度温室効果ガス排出量▲46%京都チャレンジ」を推進するとともに、気候変動への適応策を進めます。

- 「環境イノベーション創出プロジェクト」として、環境・経済・社会の好循環を生み出す取組を進めます。
- ▷IoE（Internet of Energy）を利用したエネルギー需給を最適化します。
 - ▷産学公連携プラットフォームを活用し、再エネでつくった水素の産業・家庭における利用を促進します。
 - 1 ▷京都市、総合地球環境学研究所と連携して設置した京都気候変動適応センターを軸に、経済界と連携し、気候変動に適応するための新たなビジネスを育成します。
 - ▷脱炭素テクノロジー（ZET: Zero Emission Technology）関連スタートアップ企業と事業者等との交流、まちづくりへの技術導入等を促進する拠点「ZET-Valley」を形成し、最先端技術を用いた新事業創出・社会実装を進めます。
- 2 家庭やオフィス等における空調や照明等の省エネ機器への更新を促進するとともに、窓や壁等の断熱化、再エネや蓄電池等の導入による建物の脱炭素化を総合的に支援し、建物で消費するエネルギー収支をゼロにするZEH（net Zero Energy House）やZEB（net Zero Energy Building）等の普及を促進します。
- 3 運輸部門からの温室効果ガス排出量を削減するため、より一層自動車の電動化を促進するほか、物流施設の高効率化など、物流網全体での脱炭素化を進めます。
- 4 中小企業も取り組めるSBT（企業版2℃目標）やRE100（事業運営に必要なエネルギーを再エネ100%で調達）などの目標達成に向けた温室効果ガス排出量削減行動の支援や、温室効果ガス削減計画作成義務付け事業者制度を充実させるとともに、府庁自らが率先して、再エネ・省エネ設備や電気自動車の導入、再エネ電気の調達を行います。

- 5 大企業・中小企業が一体的にサプライチェーンの脱炭素化に取り組む仕組みづくりを金融機関等と連携しながら進めるとともに、E S G投資の資金を呼び込み、地域の活性化・脱炭素化を促進します。
- 6 京都気候変動適応センターにおいて気候変動情報に係る情報収集及び調査・研究により科学的知見を蓄積し、防災、健康、自然生態系、農林水産業等の各分野の取組に活用します。
- 7 脱炭素社会の実現に向け、中間組織（行政と府民を結びつける組織）との連携を強化するとともに、地球温暖化防止活動推進員や府民・NPO・企業等と協力して地域ぐるみでの環境配慮活動の普及・啓発を行います。
- 8 効果的・効率的な省エネサービスの導入促進に加え、新たな技術による環境にやさしい商品開発や販路開拓等により、温室効果ガス排出量を削減するとともに、地域産業を育成します。
- 9 環境NPO・研究機関・企業等と連携し、府内の脱炭素化を一体的に推進する組織づくりを進めるとともに、子どもたちを中心に、幅広い世代を対象とする体系的な環境学習プログラムの実施や、若者を環境リーダーとして養成しその活動を支援することなどにより、次代を担う環境人材を育成します。
- 10 電気自動車等の次世代自動車（EV・PHV・FCV等）の普及を促進するとともに、交通手段の転換（モーダルシフト）やサイクルシェアなどの移動手段の共有、エコドライブ（環境にやさしい運転）を促進することにより、運輸部門からの温室効果ガス排出量を削減します。
- 11 ノンフロン冷凍空調機器の導入、冷媒用フロンの適正管理等、事業者の取組を促進することにより、代替フロンの大気中への排出を抑制します。
- 12 府営水道事業や流域下水道事業において、省エネ型設備の導入や効率的な運転管理を更に進めるとともに、下水汚泥の固形燃料化や消化ガス発電などエネルギーの有効利用を促進し、温室効果ガス排出量を削減します。

環境調和と住民理解のもと、地域の再エネポテンシャルを最大限に活用する脱炭素プースターを構築し、府内各地にゼロカーボン地域を創出します。

- 13 地域資源を生かした持続可能なまちづくりを支援し、府内各地にゼロカーボン地域を創出するため、
 ▷駐車場や既存建築物の屋根など、利用されていない箇所への太陽光発電導入や、風力、小水力、バイオマス、太陽熱等を含めた多様な再エネの普及促進など、地域の再エネポテンシャルを最大限に活用し、地域共生型の再エネ導入を促進します。
 ▷営農型太陽光発電など、地域課題の解決や経営支援につながる再エネ導入のモデル地区形成を支援し、府内各地へ展開します。
 ▷地域の再エネを地域に供給する地産地消の取組を進めるほか、家庭や事業者が再エネ100%電気を利用しやすい仕組みの構築など、再エネ利用の拡大に向けた取組を支援します。
- 14 家電店・工務店の方などを「京都再エネコンシェルジュ」として認証し、府民が身近で気軽に相談できる体制を充実させるとともに、市町村と連携した普及・啓発を実施し、家庭における再エネ設備の導入を促進します。併せて、事業者に対して、インセンティブを付与し、再エネの導入を加速化させるとともに、災害時における自立分散型電源としての地域利用を促進します。

AIやIoT、ロボット技術などを活用し、廃棄物の発生抑制（リデュース=reduce）、再使用（リユース=reuse）、再生利用（リサイクル=recycle）の取組推進によるゼロエミッションな社会を構築します。

- 15 スマートセンサー等、AI・IoT技術を活用した産業廃棄物の効率的回収・監視システムの実用化や、新たな技術開発、建設廃棄物処理への選別ロボットの整備・導入等を支援するとともに、最新の産業廃棄物処理情報の集約化を行うプラットフォームを設置します。

- 16 3 R 技術を活用した廃棄物の再生利用など、産学公連携によるゼロエミッションを推進するため、3 R センターの研究・開発支援制度や体制を拡充・強化するとともに、プラスチックごみの3 R 施設の整備、代替プラスチック製品や3 R が容易な製品の開発・普及を支援します。
- 17 市町村等と連携して、「もったいない」の精神やエシカル消費の概念の普及を促進し、環境価値の高い商品の優先購入など環境にやさしい取組を進めます。
- 18 海岸漂着物の回収や処理対策等を支援するとともに、市町村と連携し内陸域も含めた流域が一体となって、海岸漂着物の発生抑制に向けた新たな取組を進めます。
- 19 廃棄物の不法投棄を撲滅するため、休日も含めた監視指導体制を強化し、早期発見・未然防止に努めるとともに、広域的な不法投棄に対応するため、関係府県とのネットワークを強化します。

多様な主体と連携した外来生物対策や里地里山の利活用によって生物多様性を保全・継承するとともに、優れたまちなみや景観、自然環境、生活環境を保全・創出します。

- 20 多様な主体の連携による生物多様性保全を進めるため、企業、研究機関、保全団体、府民等のオール京都でつくる「京都府生物多様性センター（仮称）」及びセンターや保全活動を支える生物多様性保全基金を創設するとともに、生物多様性保全に取り組みたい民間企業と保全団体等をマッチングし保全活動を支援する「きょうと生物多様性パートナーシップ協定（仮称）」制度を創設します。
- 21 環境DNA（水中、土壌中等の環境中に放出された生物由来のDNA）解析等を活用して生物の生息状況を把握し、効果的な希少生物の保全対策を進めます。
- 22 チマキザサや川魚など京都の文化（和食、祭礼等）を支えてきた動植物や希少種の保全・育成に取り組めます。
- 23 府、関係行政機関、専門家、事業者、保全団体等で構成する「侵入特定外来生物バスターズ」により、特定外来生物の定着・拡大を防ぎ、新たに侵入する特定外来生物を初期段階で徹底防除します。
- 24 山陰海岸ジオパークや自然公園等の自然風景地を保全し、ガイドツアーやビジターセンター等により地域の魅力を発信することで利活用を進めます。
- 25 水質や大気、騒音等の環境モニタリング体制を強化するとともに、事業所等の監視・指導を的確に行います。
- 26 里山整備や木材利用など人と森をつなぐ取組を、府民参加の森づくり活動をはじめとする「京都モデルフォレスト運動」により地域の特色を生かしながら進めます。